

福祉教育委員会

令和4年9月22日（木）

午前9時57分～午後3時41分

議会第2会議室

【出席委員】村岡 卓委員長、西岡真一副委員長、諸富八千代委員、川崎健二委員、
松永憲明委員、川副龍之介委員、福井章司委員、重田音彦委員
山下明子委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

- ・子育て支援部 大松子育て支援部長
- ・教育部 百崎教育部長
- ・保健福祉部 大城保健福祉部長
ほか、関係職員

【案 件】

- ・付託議案について

○村岡委員長

おはようございます。ただいまから福祉教育委員会を開催いたします。

本委員会の審査日程については、お手元のタブレット端末に掲載の審査日程案どおり進めさせていただきたいと思います。

また、付託議案の審査のために現地視察を希望される場合は、審査終了までにお申出ください。なお、現地視察は、議案に関連し、賛否の判断に関わるような場合などに実施することに留意していただきますようお願いいたします。

それでは、子育て支援部に関する議案の審査に入ります。

第63号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）

○村岡委員長

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方、挙手をお願いいたします。

○山下委員

放課後児童クラブの件で、附属小の民間委託をしていたというのは、参考までに、現在はどこに委託していたのでしょうか。

○山崎子育て総務課長

現在はシダックスのほうに委託しております。

○山下委員

最初のシダックスになるとときには、プロポーザルでやられたと思うんですが、そのときには、ちなみに何社入っていたんでしょうか。

○山崎子育て総務課長

前日もプロポーザルのほうでさせていただいておりますが、2社でございました。以上です。

○山下委員

ほかのところでも民間でお願いするということには、その園が、例えば保育所とかなんかで附属しているところでもお願いするとか、そういうふうに佐賀市から直接お願いしているというイメージがあったんですが、全くそうでないところに委託されていたということですね。つまり、附属小に関していえば、例えばほかのところは小規模保育所だったり、そういうところに委託されていたので、割と分かりやすかったと思うんですが、改めてそこは現在のところというのは、いろいろほかの事業展開をされているようなところだったんでしょうか。

○山崎子育て総務課長

ほかの保育所等に委託しているところは、その校区で待機児童が発生しておった校区でございまして、なおかつ学校のほうにも開設する場所が不足しているということで、保育所等に委託ということになるんですが、保育所になりますと、場所と、それから指導員の先生、両方確保できるということで保育所等に委託しておったんですが、附属小学校の場合は、もともと児童クラブのほうで赤松のほうに通っていただいていたんですが、赤松のほうでも待機児童が発生するようになりまして、附属小とお話させていただいて、場所は確保していただけるということになりましたので、もともと児童クラブが附属のほうにはなかったものですから、そこを運営していただけるところをプロポーザルで募集して決定したという経緯でございます。以上です。

○山下委員

放課後児童クラブ自体は佐賀市の事業ですよ。そうなった場合に、ほかの学校内でやる場合と附属小でやる場合というのは、附属小でやるんだったら場所もあるということで、だったら、そこはほかの学校でやるときと同じように、その場所に対して佐賀市が直接、指導員、支援員の人を募集して、そこに配置するとか、そういうふうな考え方にならないんですかね。何で業者に、要するに、私が聞いたのはシダックスというのは、ほかのいろんな事業展開されているのでしょうかということですね。どういうところだったのだろうかというのをちょっと。だから、そういう考え方でやっていくという認識が余りなかったものですから、保育園だとか、幼稚園だとか、そういうところに放課後児童クラブ、民間にお願いするということにはそういうイメージでいたので、全然、民間業者という感じではなかったのかと思って、ちょっとびっくりしたんですよ。それで聞いているんですよ。

だから、その発想、附属小学校の校舎内でやれるというのであれば、市の直接の事業として、市がそこに人を配置するというふうな考えにならなかったのかなど。

○大松子育て支援部長

今までの経緯から、放課後児童クラブについては、場所と人の配置がなかなか難しい、この2つの要件がそろわないとなかなか難しいということで、待機児童が出る校区につきましては、まずは学校に当たって場所と、それから市のほうでは人の確保ということをやってきておりました。その両方ができなくて待機児童が発生しているところにつきましては、まずは人と場所が確保できる、先ほど山崎副部長が申し上げたとおり、保育所、幼稚園、認定こども園などを当たって、そして対応できるといったところには委託させていただいたところでございます。

附属小学校につきましても、同様に待機児童が発生したため、場所と人の確保が必要でございました。このため、民間の周辺の保育所などにも当たりましたが、対応が難しいということをおっしゃられましたので、私どもとしては、場所は附属小学校で確保していただいたものの、人がいないということで、民間委託ということで、同じように進めてきたところでございます。以上でございます。

○山下委員

そうすると、例えば、ほかのところでも、佐賀市立の小学校の中の校舎内でやっているところも、人がいなくなったら民間委託という発想になってしまうんですかね、今の発想だったら、何かおかしくないですかね。だから、附属小学校は佐賀市立ではないけれども、放課後児童クラブは佐賀市の事業なので、そこは市がきちっと人を置くというふうなところが、どうなんですか。だから、その流れで今回こんなふうにも民間の事業者にというのがちょっと分からないんですけど、さっきから質問しているのは、シダックスというのはほかにどういう事業展開をされているところですかというのを聞いているんですが。

○山崎子育て総務課長

御存じのとおり、シダックスはカラオケ事業もやられておりますし、それ以外にも給食の調理のほうもやられております。今回、児童クラブのほうも、佐賀市だけではなくて、ほかの市町のほうでも児童クラブを受託されていると聞いております。以上です。

○山下委員

参考までに、ほかのところを受託されている児童クラブというのはどこですか。

○山崎子育て総務課長

県内で申しますと、伊万里と小城はシダックスということで聞いております。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方いらっしゃいますか。

○松永憲明委員

債務負担行為の件で、保育所の給食調理業務委託料の問題なんですけれども、民間委託

せざるを得ないという背景、まずそこから説明ください。

○豆田保育幼稚園課長

民間委託の目的としまして、給食の安定的な供給体制の確保が1つ。

もう一つが正規職員の心的、体力的な負担の軽減という部分もございます。令和2年度までは正規職員、再任用も含めて8人おりましたけれども、退職者がございまして、令和3年度、昨年度に6人となっております。また、市として、昨年度の総務委員研究会において、現業職員の方針を決定したということもございまして、今、学校給食と同様に、現業職の業務の在り方の整理としまして、民間で対応できない業務を継続するとしております。学校給食でも民間委託を進めており、保育所の調理業務を正規職員で継続するということですが、理由としては、学校給食と同じような形で民間委託を進めるということで方針を決定しておりますので、それに基づいて、令和5年度から民間委託ということで提案したところでございます。

○松永憲明委員

大本がそういう考え方があったということをおっしゃったと思うんですけども、そういうことで退職された人を正規職員で補充していくということは、これまでやってこなかったということですかね。

○豆田保育幼稚園課長

国の集中改革プラン等もありまして、従前から退職者不補充というところで、継続しておりました。それで、先ほど申しましたように、令和3年度に6人となったというところでございます。

○松永憲明委員

私は、そういった大きな流れの中でこういうことになってきたというのは、分らないではないですけども、基本的な考え方としては、やっぱり市のほうで責任を持って職員を配置するという考え方が、給食を安定的に提供できると、いろんなことを言われましたけれども、それが民間だからいいということにはならないと思うんですね。市の正規職員が配置されても十分可能であると。そのことの整合性は全くないと思うんですね。ただ、人員を減らしていくと、市の職員を減らしていくということが第1の目的としかなくてない。だから、最初言われた安定的な供給体制を維持するためというのは、つけて言われたことであって、そこはクエスチョンを、はてなマークを持っているわけですよ。部長、何か見解があればお願いします。

○大松子育て支援部長

確かに市の職員でやっていくということも非常に重要なことかと思っております。私どもが現業職の在り方ということで、ずっとこれまで公務員としての現業職はどこまで必要かということで整理させていただきました。その中で私どもの考え方としては、保育所の調理につきましては、学校給食と同様の調理をしていただいているということから、民間

でも十分できるということで判断したところでございます。以上でございます。

○松永憲明委員

全国的に見て、まだ自治体のほうで正規職員として現業職はきちっと配置されているところがある、給食調理員についても多々あるわけですよ。だから、今言われた民間でやれば、それがよりいいんだというような言い方は、少し私は違うんじゃないかと思うんですよ。つまり安上りを狙っているとしたか考えられないわけですね。本当に給食をよりよいものにしていくという考え方から言えば、もうちょっと違う考え方があってよさそうな気がするんですけどね。

○村岡委員長

それは意見でよろしいですか。では、ほかに。

○山下委員

学校給食のほうで民間委託を進めてきているから、その流れで現業業務を民間でできないものしかやらないということで、学校給食はやっているから保育所もやりましょうという話ですよ、ざっくり言うとな。私も松永憲明委員と同じ意見なんですけど、お聞きしたいのは、現在、保育所の調理員の方は、いわゆる給食の先生、園児の健康状態を察知しながら、いろいろやり取りをしたりするということが、より規模が学校より小さいだけに密であったと思うんですよ。職員会議だとか、いろんなところでも、そこに入ったりする可能性だってあったと思うんですけど、今度その雇用形態が変わってくると、直接指揮命令系統がどうなるのかというのが学校給食のときもさんざん問題になってきて、栄養士が中に入るからとか、何かややこしい話になって、直接言えないというのが問題になっていたんですけど、これが保育所の場合、何かよりその矛盾が激しくなるのではないかと思うんですけど、今、給食の先生の入り込み方というのは、実態としてどんななっていますか、園児との関係で。

○保育幼稚園課職員

確かに給食調理の先生が実際に園児が食べているところに行くと、どうやって食べているか、つまり、刻み方が適切かどうかとか、そういったところを、コロナ以前の話ですけども、そういった形で積極的に入っていたということは聞いております。

今後、委託する場合においても、もちろん職員との間の連絡、情報交換とか、そういったところを密にするということが必要ですので、1か月に一遍程度はもちろん会議を開いたりとか、仕様書の中に、他市の例で言うと、最低、毎月1回は巡回して実際子どもが食べているところを観察するよというのをあえて定めている例もありますので、そういった仕様書を、そういう連絡を密にするとか、そういったところをきちんと記載することで対応したいと思っています。

○山下委員

子どもの状態は日々変わるから、1日の中でもころっと変わったりするわけで、そのと

きにそういう仕様書1枚で縛られてしまって、緊急対応がしにくいとか、何かそういうふうになると、かえってよろしくないというふうに本当思うんですよ。だから、こういうものを民間委託することによって1枚ベールが入って直接手が入れにくい、何か誰かを介しないと物が言えないとか、子どもが目の前にいるのに、そこに入っていけないとか、日々保育所で気になることでは職員の先生にいろいろ聞いたりとか、調理員の感覚で思ったことを、ちょっとどうですかねと聞いたりとか、そういうことができにくくなるというのは非常に子どもにとってもよろしくないと思うんですよね。小学校以上にまずいと思うんですよ、その発想は。だから、現業は民間でできないもの以外とか言うけど、これは直接やり取りができるという環境に置くことが望ましいのであって、民間委託することで何か逆にやりにくくならないのかなと。だから、他市の保育所で民間委託しているところで、そういう不都合がないのかどうかという点について、きちっと検証されているのかどうか。

○豆田保育幼稚園課長

佐賀県内のほうでは、あまり給食の民間委託というのは行われていないみたいですが、県外で福岡県の久留米とか春日とか、北九州あたりで民間委託が進んでおります。そちらのほうに聞いたところ、先ほど委員言われたようなことは感じていないということでありました。

1つ、民間委託することで、職員、保育士とかと給食の委託先のほうが連絡とか意思疎通があまりうまくできなくなるという御心配、委員言われるとおりに、非常に大切なところだと思っております。プロポーザルで選定委員会を開催して、業者を選定するに当たりましては、当然、アレルギーの対応とか、そういった委託業者と佐賀市の職員という関係性だけじゃなくて、その辺りを子どもの状況とかを伝えて、それに適切に柔軟に対応してもらえる、そういった業者の選定をさせていただきたいと思っております。

それと、あと、今回御承認いただきましたら、来月、保護者のほうにも説明させていただきたいと考えておるんですけれども、当然、これまでよりも給食提供に関してサービスなり、そういった部分が落ちることは許されないと考えておりますので、給食をつくる人が職員から民間の業者に変わるだけであって、ほかは何も変わらないということで説明させていただきたいと考えております。

○山下委員

本当にこう言うのはなんですが、いつも同じ繰り返しで、いろいろなことを進める前に当事者の意見を聞いたのかということや常々繰り返し聞いてきて、今回も、承認いただいたら保護者に説明するということですが、保護者からいろいろ不安の声が出たときに、議会はもう承認しとんさるすもんねという話になっちゃうわけですよ、今の話だと。でも、議会としては保護者の方たちがどう思っているだろうかということも考えながら対応する必要もあると思うんですよ。本当に順番が反対になってしまっているというか、そのやり方はどうなんですか。だから、小学校でも問題になってきたけど、保育所の場合はよ

りセンシティブというか、もっと微妙な部分もあるし、直接いろいろ関与して、やり取りしながら対応して、ちゃんと子どもたちをケアできるような状態を園全体でつくっていかないかんとこのときに、一体感を損なうようなシステムを組み入れるというのはちょっと、食に関してというのは本当にまずいのではないかと思いますけどね。

県内ではあまりないということですが、県内では佐賀市だけなのかどうか。

○豆田保育幼稚園課長

県内の保育所では、給食の民間委託ではなくて、園そのものの民間委託とか民間移譲が多いんですけども、市内で言いますと、認定こども園、教育認定の子どももおりますけれども、同じような保育認定の子も預かっております。認定こども園においては、全体の3分の1ほどが給食を民間委託で実施しているところがございます。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑もないようですので、子育て支援部の職員は退室されて結構でございます。

◎執行部入れ替わり

○村岡委員長

それでは、教育部に関する議案の審査に入ります。

初めに、第80号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第80号議案 諸富中学校屋内運動場改築（建築）工事請負契約の一部変更について 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。

○松永憲明委員

地中障害物ということだけの説明なんですけども、もう少し具体的にどういったものが埋まっていたのかということをお説明ください。

○教育総務課職員

地中障害物についてですけど、地中障害物とは地中地盤改良による改良土のこととなっております。くい工事の際に、改良土の層が障害となりまして、くいが打ち込めない箇所が出てきたため、支障となったその改良土の撤去の追加工事が必要となりました。

○松永憲明委員

つまり、軟弱地盤だったということですよ。あれは東側が多分堀になっておるとお思います。グラウンドそのものも地下のほうは全部つながっておるわけであって、グラウンドの水はけはよかったですよ。ところが、逆に深く掘っていくと、今度は軟弱地盤だということが言えるわけですね。そういったことは、あらかじめ掘削して分かっていた

わけですか。

○教育総務課職員

設計の際に、くい長の検討として、ボーリング、地中調査のほうは建設予定地の中央部分と端部の2か所で行っておりました。ボーリングの調査の時点では、特に支障はないという判断でくい施工工事を可能と判断しておりました。ただ、実際の工事においては想定以上の強度が発生しているところが出てきまして、その場所が判明したため、今回の件は想定できなかったこととなります。以上です。

○村岡委員長

ほかに御質疑のある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかに御質疑ないようですので、次に第63号議案を審査いたします。

執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算(第5号)中、歳出第10款 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について、委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○松永憲明委員

最後に言われました春日小学校の民間委託ですけれども、委託先はどこになっていますか。

○横田学事課長

委託先は、これからプロポーザルで選定委員会を開いて決定したいと思っております。以上です。

○村岡委員長

時期はどうでしょうか。

○横田学事課長

11月上旬に業者説明を行いまして、公募期間を11月下旬で予定しております。そして、12月中旬に選定委員会で書類審査、ヒアリングを行いまして、1月中旬には業者を決定する予定としております。以上です。

○松永憲明委員

今の給食調理員の体制はどういうふうになっておりますか。

○横田学事課長

今現在は、春日小学校は正規職員が4名、パート職員が3名となりますけれども、今現在、正規職員1名が体調を崩されておりますので、調理の欠員に対応できるよう、今、会計年度職員に余裕を持った配置がなされておまして、今現在、正規職員が3名、パート職員が5名の8名体制で行っているところでございます。以上です。

○松永憲明委員

民間委託となると正規職員はどういうふうになるんですか。

○横田学事課長

今、委託を行う場合の試算では、提供する食数や校舎の形状等を勘案して職員数を決めていっておりますけれども、春日小の場合は、常勤3名、パート職員4名の7名体制で積算しているところでございます。以上です。

○村岡委員長

民間委託してからの。

○横田学事課長

直営で残っているのがあと2校ございまして、嘉瀬小学校と金立小学校でございます。退職者とか欠員が生じますので、正規職員はそちらのほうに異動することになると思っております。以上です。

○松永憲明委員

ということは、残った3名の方は、それぞれ分かれて、今言われたところに配置されて、あとは全部民間でやるという形ですね。パートの方も全部解雇ということでしょうか。

○横田学事課長

今までの民間委託したところの状況で言いますと、パート従業員はその委託先、委託会社が決まりましたら、その委託会社の方から声をかけられてたり、本人の希望になりますけれども、そのまま委託会社で採用されているという状況も多いような状況でございます。以上です。

○村岡委員長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに御質疑ないようですので、次に第11号報告について執行部に説明を求めます。

◎第11号報告 令和3年度佐賀市一般会計継続費精算報告書 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようでございますので、教育部の職員の方は退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

それでは、10分休憩を取りたいと思います。55分再開でお願いいたします。

◎午前10時45分～午前10時54分 休憩

○村岡委員長

それでは、委員会を再開いたします。

それでは、保健福祉部に関する議案の審査に入ってまいります。

最初に、第64号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第64号議案 令和4年度佐賀市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） 説明

○村岡委員長

ただいまの説明について委員の皆様からの質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、質疑ないようですので、次に第65号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第65号議案 令和4年度佐賀市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） 説明

○村岡委員長

では、ただいまの説明について、委員の皆様からの質疑をお受けいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

では、御質疑ないようですので、次に第63号議案を審査いたします。執行部に議案の説明を求めます。

◎第63号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第5号）中、歳出第3款 説明

◎第81号議案 令和4年度佐賀市一般会計補正予算（第6号）中、歳出第4款 説明

○村岡委員長

ただいま第63号議案、引き続き第81号議案まで御説明いただきました。

ここで質疑につきましては、先に第81号議案のコロナワクチンのほうを行いまして、終了後、第63号議案の質疑に移りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、御質疑ある方は挙手をお願いいたします。

○山下委員

さっき今回でコロナワクチンは最後ということで、だから、3回目になる人も含めて、4回目、5回目の人も全部ですよ。ということは、それで今後検証していくということですが、子どもに対しての対応がばらついていて、前のワクチンのときには、5歳だとか何か言ってきたことと今回は、ファイザーは12歳以上で、モデルナは18歳以上だということになって、そこら辺での何ていうか、そごはないのですかね。はい、宮崎市長。はい。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

まず、このオミクロン株ワクチンを打ったら最後ということで、仮に今、3回目の接種券を持っている方がどうしても様子見というか、周りの話を聞いてからという方が仮にいちゃって、従来株で3回目を打ったと。その場合は、4回目でオミクロン株は打てるこ

とになっています。ただし、とにかくオミクロン株を1回打ったら、その後は、今のところ、接種はできないということで、これは、国のほうでは、年末までに全員、希望者の方は打っていただいて、冬場にかけて、この2年間、感染拡大が続いていましたので、これで一旦抑え込みたいと。その後、やはり感染がまた再拡大とかなったときに、次の対象者とかということは検討するようにされているかと考えております。

それと、小児の接種につきましても、当初は、確かに5歳以上の方全てということで進んでおりましたが、これは薬事承認の関係で、12歳以上でしか承認申請が出ていなかったと、知見がそろっていなかったということだと思いますので、かといって、2回で、期間がたっていますと、ほとんど効果が落ちてしまいますので、従来型ワクチンであっても全く効果がないというわけではございませんので、感染予防、重症化予防のために、今あるワクチンを打っていただくという考えになっております。知見がそろってくれば、年齢の引下げ等も考えるところかと考えております。

○山下委員

オミクロンのほうは感染力が相当強いから広がるけれども、重症化率との関係で、必ずしも小児に必要ではないという判断もある。無理やりせないかんということではないという判断なのかなという感じもちょっとするわけですが、そもそも12歳以上とか18歳以上しか申請していないというあたりが、そういうことなのかなという考え方にもなるかと思うんですが、そうなったときに、従来型でもいいからとにかく打ちなさいよとか——打ちなさいよという言い方はされないわけですよ。打ちたい人は打ってもいいですよという、あくまでもそういう姿勢ですよ。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

あくまで、そういうことで考えてもらって。とにかく保護者の方には情報提供していただいて、その中で判断していただく、それと、かかりつけの先生になるべく相談をしていただいて、するかしないかというのは考えていただければと考えております。

○山下委員

インフルエンザが、このところずっと止まっていたよ、コロナとの攻めぎ合いで。だけれども、インフルエンザも流行するかもしれないという中で、インフルエンザワクチンについては、ずっとこれまでも普通に打たれてきて、特に騒動になる話もあまりなかったわけですが、これは重なっても大丈夫ですよということがどうかというのは、どうですか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

今回からインフルワクチンとコロナワクチンは同時接種ができるようになっています。ほかのワクチンを打つときは13日間空けるようになっていますが、今回インフルエンザだけは同時接種が可能ということで、特に高齢者の方なんかは、同時に打つことも考えられるかと思いますが。とにかく、両方心配されていますので、なるべく打っていただければと

考えております。

○福井委員

今までの分の、例えば3回目の接種予定者とか今度4回目のあれを持っている人、特に4回目の方はどれぐらいの数かまだ分からないし、既に受けた方もいらっしゃるんだけど、今回こういうふうにして新しいワクチンになってくるんだけど、全体的な広報というのはどんなふうにするのか。なかなか判断に迷う点が皆さんあられると思う。現場の医者に言っても、どっちでもいいよと判断されたりとか、それはあなた次第よとなってくると思うんだけど、この辺の広報をまずどんなふうを考えられていますか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

まず今回、効果というか、12歳以上の方にまず4回目接種、オミクロンについては広がっていますので、これまで4回目接種の対象者が60歳以上の方ですとか、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方、医療従事者、高齢者施設従事者等に限定されておりましたが、これが一気に制限なく12歳以上で、2回接種終わっている方に拡充されます。まず、ここの対象者が広がりましたということが、まず必要かと思っております。その上で、まだ国のほうでも、そういった効果についてのチラシ等が、ようやくできてきたところでございます。オミクロン株の効果ですとか安全性とか、そういった簡単なチラシが先週できたところですので、そういったものを今度は接種券の中に、同じように同封して行って、まずそういったこともやっていきたいと思っております。そういった中で判断していただければと思っております。

○福井委員

そうすると、新しいワクチンの接種券というのは、全市民にどっと一斉に送るという形になるわけですか、その辺の手順はどんなふうになっていますか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

佐賀市が、まず4回目の接種が始まったときに、先ほど申し上げましたように、18歳から59歳の方には、医療従事者ですとか基礎疾患がある方に限定されておりましたが、佐賀市はそこが把握できませんでしたので、18歳以上の方に関しては、3回目接種を終えている方、5か月経過後に全てずっと順次送っております。そうした方が、まず、今申し上げたように、対象者になっているかというのはちょっと分からないということと、これ以降に送る方についてはそういったチラシを入れるとか、対象者になっていますという情報提供はできますけど、既に接種券をお持ちの方が対象者になることはもちろんですけど、今委員おっしゃったように、こういった情報提供を、これは佐賀市だけでなく、国のほうもいろんな広報媒体を使ってやっていますので、その国の情報等を参考に手法なり、いろんな媒体を使って周知していきたいと。特に、我々もそうですけど、いろんなNHKとか国のほうも、そういった情報はずっとテレビなり、もっと大きな媒体を使って広報されていると思いますので、それと、うちも連携し——連携というか、そういったものを参考に周

知を図っていきたいと思っております。

○福井委員

そしたら、今、オミクロン関係の分の接種について始まりましたというニュースが出ていますよね。佐賀市の場合は、具体的に展開するのはいつなのかということと、医療現場での、例えば患者あたりから、先生、私は3回目じゃなくて、4回目じゃなくて、オミクロンしてくださいよといったような場合に、供給の状況というのは、恐らく多分まだ、その辺の情報もかなり混乱はしていると思うんだけど、この辺の見通しはどうなんですか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

まず、ワクチンの供給は十分国から入ってきますので、そこは問題ないということと、この9月に前倒しになった時点で、先に切替えの時期を医療機関のほうには周知させていただいておりますので、その後、うちは9月26日で予定しておりますということは、医療機関のほうに事前にお知らせをしておりましたので、それ以降に予約される方は、新しいワクチンということで予約されております。

それと、やはりその前に、ニュースとかの情報を知って、従来のワクチンをキャンセルして、そういった方もいらっしゃると思いますので、そういったことはまず医療機関のほうで対応していただきました。

○福井委員

現場のほうの情報が、なかなか行き渡ってなくて、聞いてもなかなか、いつ来るか分からんよみたいな話が、まだ現場でいろいろあるので、その辺のこの情報共有をしっかりとしてもらわんと、恐らく現場の判断が、現場の医者と患者の間ではなかなか調整できていないケースが出てきているんじゃないかと思います。その辺の把握を含めて対応をお願いしたいと思うんですけど、どうでしょうか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

この件については、ずっと佐賀市医師会と調整していたところですけど、国が急に3週間前倒しするというようなことで、うちも最初に国が方針を示した内容で、この頃に切替えますのでというようなことをずっと事前にお知らせを、医師会を通してやらせていただいております。急に前倒しになったことで、医療機関によっては確かに10月以降も、もともとは10月の下旬から新しいワクチンということでしたから、10月分を今の従来ワクチンで予約を取っていた医療機関も正直あったんですね。そういったところには、私どものほうからお電話をして、もしよかったら従来株のほうに切り替えて説明していただけますかということをお願いしたり——急に前倒しとかなったもんですから、確かに医療機関の先生方には御負担があった分はあったと感じております。

○福井委員

患者にとっては、例えば3回目を打ちたい、あるいは4回目を打ちたい、接種券は持っていますよと。だけど、これからはオミクロンですもんねとなった場合に、現場で聞いて、

いいよとなった場合に、まだ接種券は来ていませんよということで、だから、あなた受けられませんよねということになるんですか。そのような接種券の到着の期間とか、ちゃんとその辺のそごがないようにしとかんと、受けられないのではないかと思うんですけどね。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

とにかく今3回目以降の接種券をお持ちの方は、接種券で受けられるようになります。ですから、その辺、我々が周知するだけでなく、先生のほうからでも説明が、その辺ちょっと手間になるかなという心配しております。

○村岡委員長

整理しますと、今、接種券が届いている方は、今から予約する分は全てオミクロンで予約ができるし、従来のも希望すればできる。それ以降に発送する方についてはオミクロンでという案内の接種券が来ると、そういう流れでよろしいですかね——だそうです。

○福井委員

現場はかなり国からの情報の収集と整理が大変だと思うんだけど、その辺のことは本当に徹底していただきたいと、3回目も4回目を持っていらっしゃる人でも、現場ではオミクロンには切り替えられますよということは、十二分に説明なり情報を徹底していただきたいと思います。それはどうですか。

○村口新型コロナウイルスワクチン接種対策室長

今後とも、本当に医師会とずっと協議してまいりましたので、そういったことは徹底していきたいと思っております。

○村岡委員長

では、ほかに御質疑ある方。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、御質疑ないようですので、続きまして第63号議案についての質疑に移りたいと思います。委員の皆様からの御質疑をお受けいたします。御質疑ある方は挙手お願いいたします。

○川副委員

高齢者・障がい者支援クーポン券の件で質問します。

部長が説明されて、ある程度の詳細な内容等は理解できました。この事業は生活支援と地域活性化ということで、支給された方の全てを支給された方が使っていただくようにクーポンを発行されるということでしたけど、例えば現金だったら、部長の説明では貯金される方がいるんじゃないか、全てが使われないんじゃないかなということでも言われました。金額的に5,000円ということ、それと、大体年末に支給されるということ結構出費が重なる時期でもありますので、私は、この5,000円を現金で出した場合も、支給された方は多分使うんじゃないかなと思います。それと、支給された方は現金のほうが使い勝手がいいんじゃないかなということも考えますけど、その点について、どういう見解なのか

お願いします。

○大城保健福祉部長

現金のほうが使いやすいということは、昨日、千綿議員のほうからも言われておりました。我々が現金ではなくてクーポン券にしましたのは、やはり地域のほうでお金が落ちるというのを前提に考えています。今まで10万円の給付、それから子育ての分も給付しましたけれども、使い道ということでアンケートが出ています。その中で、やはり生活費に5割、6割は使われていると。そのほかに貯蓄、それから返済、こういったものに使われているという率が大体10%から30%ぐらいあっております。だから、仮に20%貯蓄に回るとしますと、3億7,000万円ですから7,400万円ぐらいが地域には落ちていかないということになります。やはり地域のほうに、できるだけお金を落とすというようなことがまず前提にあったということです。

それから、現金として5,000円通帳に入ってくるよりも、敬老祝い金的なところがあって、プレゼントという形で5,000円を出すと。昨日は議員のほうからは、一覧表を見て探すのが面倒だということと言われていましたけれども、高齢者にとっては探すのも一つの喜びかなと私たちは思って、そういったクーポン券のほうが見えて分かりやすいので、そちらのほうがいいのかなというふうに思って、クーポン券にしております。

○川副委員

実際の受給者からすると、支給を受けた方からするとやはり現金のほうが、私は本当に、みんな使うかなということで感じておりますけど、例えば、そういう現金で支給することについて、例えば、いろんな方からの何か意見等があったのか、そこら辺どうでしょうか。

○大城保健福祉部長

アンケートは、高齢者の会とか、そういったところでは取っていますけれども、現金がいいのかどうかというのは、我々もクーポンをするということに決めていましたので、クーポンはありがたいというようなことは聞いております。

それから、他都市の事例を見ましても、ほとんどがクーポンでやられているというようなことで、他都市においても地域のほうにお金が落ちるということで、やはりそれを選択されていると。先ほども言いましたけれども、この事業の目的が地域活性ということで、産業支援と生活支援をうたわれているということが原則であります。そういった形で、現金ということでは、先ほど私が申し上げましたとおり、書留で行きますと、確認は郵便局、昨日も本当にどうかというのは確認しました。書留だと、いわゆる職員体制、郵便局は整っていないということで、かなり時間がかかるというようなことで、これはなるべく早くというのが目的でありましたので、クーポン券のほうが早めに届けられるということで、そういう選択をしております。

○川副委員

今日の部長の説明を聞く前に、クーポン券と現金の支給がどちらが早いのか、単純に考えたら現金のほうが早いのかなというので考えましたが、部長の話聞いて、クーポンのほうが早いということで、これは本当ですかね。ごめんなさい、本当ですかというか、もう一回確認という意味で。本当に、どちらが早いのか、教えてください。

○大城保健福祉部長

今、私がお話ししたのは書留の話ですよ。それからもう一つ、今まで10万円とか子育て関係で行ってきましては、本人の口座に振り込むというのがあります。口座に振り込む場合は、本人に確認を取らなければいけないということで、そこでのやり取りに時間がかかるということですね。スケジュール的に言えば、ここで予算が承認されて、それからシステムをつかって、対象者の一覧表をつかって、その後にそれぞれの対象者に確認書を送って、そこで、まずこの口座でいいですか、口座がなければ、どの口座にしますか、口座がない方には自分の身分証明書とか通帳を添付してもらおうと、それをこちらのほうで見て確認する必要がございます。こうなると、やはり1か月半ぐらいかかってくるということになります。これは10万円とか、前回していた事例を見ますと、承認されてから、そのぐらいの時間がかかるということになります。ですから、ある程度、12月いっぱいまでには、一部の方は確認が取れない方がいらっしゃると思いますので、できない場合もありますけれども、ある程度は届くと思うんですけれども、この事業の前提が地域経済、そちらのほうに落ちるということを前提にしていますので、ここは、我々がそういうふうな形で目的が地域のほうに落とすというようなことで、先ほど言いましたように、現金だと、そういった形で本当に落ちるのかどうか、早く落ちるのかどうか、要は通帳に入ったまま、ある程度取っておられる方もいらっしゃるでしょうから、その辺りも含めて、クーポンという形にしております。

○川副委員

今回のクーポン券支給については、臨時交付金から全額支出されるということですが、例えば、すみません、まだ現金にこだわりますけど、クーポン券を支給した場合の事業費が出ていますけど、4億幾らですね。それと、現金を支給した場合の経費がどのくらいになるのか、これは分かりますか。

○大城保健福祉部長

我々、クーポンの分については見積りをきちっと取って積算しておりますけれども、あくまでも口座振込ということであると、あらあらではありますけれども、積み上げはしております。その中で、クーポン券、ここで書いておりますけれども、8,800万円ほどの事務費がかかっております。口座振込にしますと、7,700万円ぐらいになるということで、金額的には1,100万円ほど安くなるということになります。これはクーポン券を印刷しないで済むとか、それから銀行の換金をしなくていいとか、そういったところと、あと、ゆうパックの金額が割と高いので、そこの部分が1,000万円程度、ある程度減額されるとい

うようなことになります。

○山下委員

コロナ支援金の事例を見て、地域経済と生活支援ということがあってと言われましたよね。それで、私も見ているんですけど、この事例集の中で、地域経済、住民生活の支援という大枠があって、そこでクーポン券というのがあったとして、そのクーポン券を国が想定しているのは、どれぐらいの金額だとか、そんな聞き合わせはされていますか。

○大城保健福祉部長

山下委員が見られているのは、国からの資料ですかね。我々が参考にしましたのは、生活支援に関する事業としてプレミアム商品券、これを目的として地域経済とそれから生活支援ということになってきます。これは産業支援と一緒にお金が交付金という形で全体的に来ます。これを振り分ける作業というのは佐賀市でやりますので、片や産業支援があって生活支援があると、生活支援は、どちらかという半分じゃないですけども、そういった目安というのができてきますので、それを対象者、誰に支給するのか、これによって金額が決まってきます。

○山下委員

そうなったときに、いわゆるプレミアム商品券的な、クーポン券とか、そういうことの発想というのは全市民を対象にしてとか、ある程度落ちついたときとか、そういうことなら分かるんですよね。ところが、金額も5,000円、65歳以上、障害手帳をお持ちの方となると、施設に入っている寝たきりの人はどうなるのかとか、皆さん落ちる、落ちると言うけど、その人たちクーポン使うかねという話になったりすることは想定されているのかどうか。寝たきりの人たちどうなるんやろねとか、施設の人はどうなるんやろねとか、その辺は話し合われましたか。

○伊東高齢福祉課長

このクーポン券を必ずしも本人が使ってもらおうという限定したものではないです。だから、例えば施設の方については、家族がこの方のために使ってあげるとかという部分も十分考えられますので、必ずしも本人に限ったクーポン券ではないということです。

○大城保健福祉部長

ちょっと追加で、補足です。一応使用期限が2月の末になっておりますので、その期限までには使ってもらおうということになりますので、ある程度使ってもらえるということで、それから、10万円のときもそうでしたけれども、届かない方については、個別の訪問をして、受刑者とかいろいろいらっしゃいますので、そういったところには届くようにしたいと考えております。これがどのくらい、郵送で送った場合に戻ってくるかというのは分かりませんが、人数が多ければ、これもまた期限が2月末には使ってもらわないといけないので、そこは保健福祉部で対応したいと思っています。

○山下委員

結局クーポンにすると、そうやって換金の期限を決めるとかということになるわけですよ。最初の説明のときに、年金が下がる、水道光熱費が上がる、それで本当に生活が大変な人たちを支援するという目的を最初に言われているじゃないですか。そしたら、そのために支えるんだったら別に水道光熱費に使われようといいわけですよ、借金返済に使われようと、借金返済されたら、その分ちよっとほっとして、もともとのお金を使うことにもなるわけだから、クーポンといったら、電気代や水道代を払えないじゃないですか。

それから、施設に入っている一人暮らしの人ね。身寄りのない人は、家族が使えますと言ってもそれは使えるんですかという話になったり、施設に委任しているから施設が勝手に使っているのかということになったりもするし、そういう施設の利用料とか、そういうのも現金だったら自動的にそっちに回ったりもできるわけですよ。でもクーポンだったらそうもいかないわけですよ。だから、昨日、千綿議員が質疑されたときの、現金で、私は現金書留で送るのが一番だと。一番早い、そして広告しなくていい、広報費が要らない、送ればいい、そして、行政から見れば65歳以上の方と、手帳交付している方には、何らかの連絡先はほぼ分かっていると思うんですよ。行政からの様々な通知とかが行っている人たちだから、システム改修もしなくていいし、届いたか届かなかったことだけは追わなきゃいけないかもしれませんが、返送されてきたら、現金書留の、手書きだとか印鑑だとかというのは、こちらで委託料に人件費が入っているのなんかを活用して、郵便局に派遣したらいいじゃないですか。それこそ、そのための作業の人を市の責任で雇って、そうして現金で送るのが一番早い。何かクーポンでなければ地域経済に行かないと思っている頭を変えないと、ある意味5,000円ぽっちです。5,000円なんてあつという間にいろんな形で使う人は使うし、そして2月までに使わんばと言われてたら、使えないまま終わってしまったら、捨て金ですよ。国から100%来るからというので、頭緩いんじゃないかと思うんですよ。せっかく来るお金を、何なら上乘せしてでも真水できちんと届けるという発想になってほしいと私は思いますけど。

○大城保健福祉部長

現金が使いやすいというようなことは分かります。消費者物価指数を見ると、確かに光熱費も上がっていますし、それから食糧費、生活費も上がっていますので、もちろん光熱費が負担できないということで、ほかの支出にその商品券を回されるということも私はできるかなと思っております。

山下委員が言われる現金を送るというのは、先ほどから言っておりますけれども、書留のことだと思うんですけれども、書留になると、これは郵便局に確認しておりますけれども、それは早くは届かないということで回答を得ていますので、そこはできないと。先ほど申し上げましたとおり、口座振込のほうは、基本的には対応はできるんですけども、これは平行線になると思いますけれども、クーポン券という形で地域に落とす形のほうが、

我々は高齢者にとって、これは個人の問題ですので、どちらが喜ばれるかというのは分かりませんが、クーポン券を送って、それを使っていただくというのも、一つの地域のためになっているのかなというふうに私は思っています。

○山下委員

郵便局に確認されたときは、郵便局ではその体制は取れないので、取るとしたらとても遅れますという意味での返事ですね。佐賀市が、そのこの実務に関しては人をちゃんと手当てしますとは言っていないと思うんですけど。

○伊東高齢福祉課長

まず、郵便局と話した中で、1つは先ほど言われたように、準備の段階ですね。現金を入れて、宛名書きをしたりと、それが1つあります。それについては言いましたように、手書きの部分もありますし、印鑑も押さなくちゃいけないと、これについてはもちろん人手がかかります。それとは別に配達の方です。配達の方が、ゆうパックだったら早いのに何で現金は遅いかといいますと、これは郵便局の配達の内容についてなんですけど、現金書留とか簡易書留は正規の職員が配っていると、配らなくちゃいけないということなんですよね。だから、それは今職員が少なくなっているんで、すごく時間がかかりますと言われました。ただ、ゆうパックについては、郵便局から委託された方が配ることもできますということなので、ゆうパックは人数をかけて配れるので早いですよという話もしましたので、とにかく配達するほうについても時間がかかると。それが最低でも2か月以上はかかりますということをお聞きしておりますので、その2つですね、準備と配達に時間がかかるということです。

○山下委員

配達に関しては、郵便局の事情があるから時間がかかるというのは、それは仕方がないかもしれません。ただ、準備に関しては、さっきから言っているように、佐賀市がそのために人を手当てするというのを、発想として佐賀市がなくて、郵便局にこれはできますかとただ言っただけなら、郵便局はととてもとても人がいませんと言うでしょう。でも、そこは、佐賀市がきちんと人を充てて、宛名書きから現金封入の作業もできる人を入れますということをしていないんですか。

もう一つ、つまり、今から参加店舗を募集しようとしているわけでしょう。募集して、何かするための時間と、今から現金封入のための準備をする時間と比べたら、そんなにかからないんじゃないですか。

○伊東高齢福祉課長

まず郵便局と話した中で、郵便局から言われたのが、現金書留は物すごく嚴重にしているので、処理する部屋も決まっています、処理する場所も決まっていますと言われたんです。だから、そこら辺ですごく時間がかかりますと言われたので、それをすみません、市からいっぱい派遣しますのでという話はしていないんですが、郵便局からは、自分たちのと

ころでも人数をかけれないと。場所が決まっているし、区域も決まっているので、たくさんの人では対応できないという返事はいただいております。

○松永憲明委員

私は富士町のほうなんですけれども、紙クーポンを高齢者の方がもらったとして、どこでどう使うのかということになると思うんですよ。家族の方がおられたらまだいいと思いますが、独居老人の方、夫婦とも高齢であるとか、そういった世帯の方が結構多いわけですね。家族の方が時々来られてどうされているのかということで、それは、交流はあっていると思いますけれども、この紙クーポンの使い方、結局使わずに2月末で終わりということになってしまう。その可能性を私は捨て切れない、可能性は大きくあると思うんですよ。そうなってくると意味が全くないわけですね。こういうことが現実としてあるということ想定されていないんじゃないかと思うんですね、このクーポンについては。だから、皆さんが考えられているのは、やっぱり現金のほうがまだましじゃないのと、それぞれの家庭、個人においてどう使うかは自由であるわけですから、もちろん地域経済を活性化するという大前提があるとしてもですよ。いろんな使い方があっていいんじゃないかなと思うんですね。あまりにもそれに固執する必要はないだろうと思うんです。より確実に、早く本人の手元に届いて、そしてそれが有効に使われるというのが一番の目的ではないかと思うんです。そうしたときに、この紙クーポンというのはちょっといかがなものかなと思うんですね。現金が駄目だとか考えられているかも分かんけれども、現金のほうがよいというふうに思うんですよ。そこをまず大前提に置くべきではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○伊東高齢福祉課長

実は山間部の方からも、事前にお話は少し伺っております。出た意見としては、山はただでさえ物価が高いのに、さらに高くなって今大変と。でも、買わないと近くの店が潰れるから買っているもんねとか、それとか、買物は嫁がするけど、今は何でも高かと言われると。だから、今まではあれ買ってこれやってと言っていたけど、言えないもんねとか、いろいろ意見は聞いております。

その中で、我々はあくまでも福祉なので、まず、幾ら地域経済と言っても高齢者の方が地域で買物をする場がなくなるのは我々にとってはマイナスなことで、それは高齢者の外出支援とか、あとは買物する楽しさとかいろいろあります。なるべく山間部とかのお店も潰れてほしくない、ずっと続けてほしいというものがあります。その中で、山間部の方にもぜひ協力いただいて、お店にも協力いただいて、このクーポン券をきっかけに、そこでも買物してもらおうと。それで少しでも売上げの足しになってほしいという部分もありますので、ちゃんと意見も聞いて、クーポン券としたというところです。

○重田委員

昨日私も聞いたんですよ。山の人、結構、本当に聞いてあるかよう分らんばってんが、

近くの店で多分登録しんさんやろうと。それなら町で買わないかんで、町はよかろうばってんがうちにきはなかなか厳しかよという人がほとんどですよ。どこでそういう話を聞いたんですか。そして、いろいろおられるですよ。例えば、身寄りのない人、その人たちは多分使わんでそのままよと。基本的にクーポンにあんまりこだわるとけんそうという言い方、誰でも、昨日も何人か聞いたけど、どがんねと、やっぱり現金がよかよて。現金はいつでも使えるし、そうけんて、うちは貯金せんよと、食料品は買うし、何でん買うし、コロナだから、例えばいろんな無駄な金というか、自分のお金ならそがんするですか。困った人にお金5,000円やるといふなら、直接行って、なるだけほかの経費はかけないように、そしてその人たちがちゃんと回るように、それを考えていかないかとやなかかなと思います。あなたたち、案を上げた、こういう案、基本的にお金をやるとはいかんと、みんな議員多分言いよらんです。ただ、やり方がまずいとやなかかと言ひよる。ほとんどの議員が言ひよるですね。かたくなにそういう言い方をするなら、私たちは修正しかなか、否決しかなか、それででんやるといふなら、それででんよかばってん、その辺を含めて、部長答弁。

○大城保健福祉部長

クーポン券を選択した理由については今まで述べてきたとおりであります。買物は高齢者の方も絶対されると、寝たきりであっても誰かに頼まれてされるというようなことは思っております。

あと、2月末で、確かに使われずに無駄になるというようなケースもあるかと思ひよるけれども、そこは、我々が広報をしっかりとやっていくしかないかなというふうには思っております。確かにどのくらい使われるかの想定は今のところしておりませんけれども、そういっ方はある程度いるのかなというふうには思っております。

今、クーポン券については、周りの市町の状況を見まして、そういったクーポンで市町の経済に寄与するというような意味合いでされているところも多いと、そこは現実的に全部そうされています。それが悪いのかどうかというのは、結果を見てみないと分らないと思ひよるけれども、我々としましては、そのクーポン事業を提案している理由としましては、先ほどからるる申し上げております、交付金の性質、それから地域経済、そして生活支援というようなことで、その中でこのクーポン券が高齢者の少しでも生活の足しにいろんな形で使われることを願っているわけですけれども、高齢者の方も地域で使ってもらおうということも一つの考え方かなというふうには私は思っておりますので、そういった形でクーポン券ということで提案させていただいております。

ただ、確かにほかの方法もありますので、ほかの方法については我々もまだ細かく検討はしていないと。ただ、今の提案の上げ方、これは頭が固いとか言われるかも分りませんけれども、我々はクーポンで提案しているわけですので、クーポンよりこっちがいいということだったら、本当はそっちを上げておかないといけないので、そういったことでは

やはり今の我々が提案している時点では、いろんな経済部ともいろいろお話を聞いて、クーポンがいただろうということで、こういった提案をさせていただいております。以上です。

○福井委員

今の答弁と伊東課長の答弁の中で伊東課長は、私は福祉ですと、こういうふうに言われた。地域活性化というのを福祉で表現されましたよね。でも、私は今回のこの案で当初から、本当に福祉ならばやっぱり現金だろうなどと思っているところなんです。ところが、途中から地域活性化もありますもんねと、その地域活性化が借り物の言葉になっとるわけですよ。だから、部長が今言われたように、確かに経済部とも協力してと言われているけれども、3億五、六千万円のところにトータルの事業費で1億円上乗せしていますよね、全体では経済活性化といって。

それともう一つ、周辺の自治体は全部という表現じゃないけど、かなりクーポンのところが多いたく言うけど、県内でクーポンをやっているところはどれぐらいあるんですか。その辺、もう少し実態を聞いておかないと、ここに資料が出ている分のところで、果たして本当に支給金額が1,000円、2,000円のところとか、ところによって1万円もあるし、いろいろありますよね、2,000円、5,000円、4,000円と。実際クーポンの実施率というのはどうなんです。その辺も含めて、もう一度回答をお願いします。

○大城保健福祉部長

今分かる部分で、まずクーポンでやっているところが伊万里市、それから小城市、神崎市、それから鹿島市、多久市、それから吉野ヶ里町、それから江北町、あとは商品券という形で白石町、それから有田町になります。

○福井委員

あとは伊東課長、ちょっと。

○伊東高齢福祉課長

私は先ほど、我々は高齢福祉課ですからと言ったんですが、これについては基本、経済部で先月末に終わったがばいサカエー券なんです、あれについては店舗募集に条件がついていました。その条件というのが、売上げが10%下がったとか、あと、市内に事業所があることというのがあったんですが、それについては、うちは福祉なのでその条件は外したいと、なるべく広く募集したいと思っています。それがたとえ本社が福岡にあっても、その店舗が地域のお買物の場所だったら、そこはそこで使っても大丈夫だろうということで、なるべく条件を外してしたいというのが、すみません、私の福祉という部分での意味でした。

○福井委員

その辺が首尾一貫していないのが私らの印象なので。

それともう一つは、例えば、この5,000円のクーポン券を作りました、7万人ぐらいに

応します、対象は高齢者です、それから障がい者ですというようなことになったときに、お店の加入、手を挙げるところがどうなのかなという、そこも非常に心配していますよ。その辺は事前にリサーチはされたんですかね。

○伊東高齢福祉課長

まず、今、がばいサカエーの店が約1,000店舗あります。そこについて経済部のほうでアンケートを取られて、次回もしたいかという部分を取られています。聞いたところ、割合的には次回もしたいというのが多かったということだったので、その1,000店舗については、まずはうちのほうからこういう事業がありますということで、こちらからお知らせしようと思っています。そのほかについても、大きな店については、うちから直接お願いしに行こうと思っています。そのほかは広報とか、あとホームページとかで広報したいと思っています。

○川崎委員

店なんですけど、私、友達が居酒屋しているんですけど、これは加入していないんですよ。どうしてと聞いたら、大体自分はその日の売上げのお金を、次の日にがさっと握って糸島あたりの店に行って安いのを買ってくる。ところが、クーポンだとそういったことができない。佐賀市内1,400件ぐらいあったと思いますけれども、これは正しいですか。そのうちの1,000件ぐらいということですかね。

○伊東高齢福祉課長

佐賀市内に店舗がどのくらいあるかというのは、経済部に聞いても分からないということだったので、その辺は答えすることはできないんですが、このクーポン券は、銀行に行けばすぐ換えてくれるというところだったので、その手数料については、もちろんうちのほうが払いますが、換金については、銀行に行ったら換金してくれるということでした。

○山下委員

さっきから山間部のお店の話が出たり、高齢者の方たちが、お肉や魚、お野菜を買われる身近なお店が、ここに協力店として入るかどうかも分からない。日銭を稼いでいるお店は即欲しいわけです、今の川崎委員と同じように。だから、換金すればと簡単に言うけど、午後3時までに銀行に行かないと換金できないわけですよ。だから、山間部の小さなお店がもし協力したとしても、その換金の手間を、それをやらせるのかという話で、地域経済、地域経済と何か本当にそれを掲げて、さもというふうに思うんですが、私このクーポン券はもう少しゆとりのある取組方をしないといけないんじゃないかと。クーポン券の取組自体が悪いとは思わないから、プレミアムのクーポン券とかをするのは、全市民にとか、そういうことはあり得ると思うんですよ。1万円とか3万円とか、そんなレベルでやるというんだったら分からないわけではないなと。でも、5,000円を高齢者と障がいのある人たちに配るといふ、その対象者を思い浮かべたときに、何度も言っていますが、使わないこともあるかもしれませんとさっき部長言われましたよね。使わないこともあるかもしれな

いような、紙切れになるかもしれないようなのが想定されるやり方をやるんですかという話なんです。本当、税金使ってやるのに、無駄にはしたくないわけですよ。だから、クーポンで提案しましたと、ほかのがあるならほかのも提案したんですがと言われますが、私たち議会として、ちょっと待たんねと言っているわけですよ。議会として提案しているわけですよ、ある意味対案を。それを首かしげてありますけど、郵便局に聞くときも、人を市役所から派遣しますが、どうですかとは聞いていないじゃないですか。例えば、現金で配るという場合も、現金封筒の場合、それから、いろいろ時間がかかるとか何か言われるけど、そもそもクーポンと思っている頭でいろんなことを考えるから、全然その広がりがない。そもそも、送ろうと思っている方たちの生活支援にきちとなるように、電気、水道料が上がって大変、年金が下がって大変と思った、その人たちが自由に使えるようにしてあげようというふうに思うのが、そもそもこの福祉の分野で考えた話だったと思うんですよ。だから、クーポンの経済効果はその先のことで、大きく経済波及になる、その人たちが一息つけることが経済波及効果になるわけですよ。どんな形であれ、そう思ってまず一息つきましようという5,000円だと思うんですよ。

それとこの前、年末に子どもに出すのに、最初クーポンと言っていたのを、自治体がクーポンじゃなくて現金だという話になって、結局ほとんど現金で配りましたよね。あの議論を思い浮かべてほしいんですよ。あの教訓がこの保健福祉部の部署であった、じゃなくて、あのときは子育て支援部でしたかね。だから、あの教訓に立って発想しないと、もっと大変ですよ、換金させないといかん人たち、地域の人。だって、大きいところでも使えるようにするといったら、そういう小店で買わないじゃないですか、逆に言えば。大型店でもオーケーと言うんだったら、小を守りたいと言うけど、そうなってくると小店で買わんですよ。だから、何かぶれているんですよ、発想が。と思いますけど。とにかく、換金の手間をかけさせてもいけないと思います。お店は現金でもらいたい。

○大城保健福祉部長

言われるとおり、自由に使えるということになれば現金だと思います。出発点といいますか、この制度をつくった出発点、地域経済と生活支援という2つの目的を持ってやっているということで、クーポン券を使っていただくというように我々はこの提案では仕向けていくというような形になろうかと思います。

確かに、お店側の換金が大変だというのは聞いています。地域振興券使わんでくれとか、店に行って言われることもあります。それはあります。ただ、地域の中で、やっぱり地域のお店に行ってもらってそこで使ってもらおうということは必要なことと、何回も繰り返して言っておりますけれども、この後またプロポーザルとかいろんな事業は、そういった工夫をしながら、そういった課題をある程度解決しながら進めていかなければいけないかなというふうに思っております。今のところは、今、提案している内容が、これもクーポンになっておりますので、さっきから言われておりますので、もう少し柔軟にということ提

案を受けておりますけれども、我々はほかの方法を詳しくまだ調べて積み上げているわけではございませんので、それが本当にいいのかどうかというのは、これから検討はしないとイケないかなというふうには思います。

○伊東高齢福祉課長

ちょっと追加なんですけど、まず、郵便局に職員を派遣するかどうかということは聞いていないということなんですけど、実は今のゆうパックについて相談したときに、ゆうパックは全部、人海戦術で貼っていかなくちゃいけない、7万5,000ですね。それについては、郵便局が自分たちが人数を確保するからと、ぜひゆうパックでしてくださいと。ただ、人数確保については郵便局のほうも大変なんでしょうけど、できないことはないんですが、今回のこの提案については、それは言われなかったもので、だから、もともとこれは個人間の取引の現金書留なので、そういうことはとても想定していなかったと言われたので、それについては、うちから職員を派遣しても向こうが用意しても、多分恐らく同じだと思うので、それについては向こうでも検討されたと思っています。

あと、使われなかったら税金が無駄になると言われたんですが、これは換金された分だけうちが支払いするので皆さんに使ってほしいんですが、使われなかった方の分は支払いしないので、無駄にはならないと思っています。

○重田委員

5,000円を皆さんにやるために、生活支援のために5,000円やるんですよね。そしたら、使われんやったら市は損せんけんよかでしょうもんで、皆さん困っている人にお金をやりたいから5,000円配るんですよね。今の発言いいんですか、そういう答弁で。

○伊東高齢福祉課長

皆さんに使ってもらえないほうがいいということではないので、私がちょっと言葉足らずだったんですが、無駄になるというところだけを説明したかっただけです。

○大城保健福祉部長

すみません、今のは訂正させていただきます。

本来は、全部に使ってもらうためにやっている事業ですので、そこが戻ってきたからどうこうという話ではないというふうに考えております。

○村岡委員長

今の発言は訂正されたということで、はい。

○山下委員

クーポン券は、部長も言われるように、使われないこともあると想定されていますよね、今、ちょっとねそういうことだってあるんだと。でも、お金はですよ。最終的にはどんな形かにしろ、ほぼ使われる確率は、クーポンよりも高いわけですよ。その人にとっては、どんな形にしろ、そこが全然認識が違うんじゃないですか。5,000円渡したいんでしょう。それがクーポンだと使われないかもしれないという可能性が最初から分かっているのに、

なぜそれをお金かけて、お店を募集し、印刷し、広報せんといかんのですか。その発想がそもそも分かりません。

○大城保健福祉部長

先ほど私が使われないこともある可能性があると言いましたけれども、それはパーセンテージとしてはかなり低いものというふうに私は考えております。もちろん、定額給付金の10万も99%と100%にはいきませんでしたので、そういったことはあろうかと思えます。

それから、現金のほうが確かに通帳に入っていればいつか使われるだろうというようなこともあるかと思えますけれども、なるべく早く使ってもらいたいというようなことがありました。要は、クーポン券であれば2月の末までにどうしても使わないといけないと、それがちょっと足かせになるかも分かりませんが、そういった形で早く使っただいて、少しでも地域のほうに落とさせていただければ、商店のほうも困っている方もいらっしゃる場所もあると思えますので、そういったところにはクーポン券のほうを時期を決めて早く使うような形にはなるのかなというふうには思っております。

○山下委員

要するに、クーポン券は登録したお店でしか使えないわけだから、登録していないお店に行きたい人は使えないわけだから、お金だったら、どこでも使えるわけだから、登録していないお店であろうと何であろうと、だから、よっぽどそっこのほうが地域経済に波及する可能性も広いわけですよ。逆に言えば、何かそこが、もうクーポンという頭に、しがみつき過ぎだと本当に思いますけどね。定額給付金の10万円のときには全市民でしたよね。全市民に10万円。だけど、今回は対象が絞られていて、高齢者かつ障がい者だから、動きがなかなか自由にならない人とか、そういうことから考えたら、より確率が、地域で使われる確率とか、逆に使わない確率がより高い。そうでしたら、本当に役立つ使い方をしてもらえようと発想するのが、保健福祉部の本来の考え方なんじゃないですかね。だから、経済部のことは経済部にこの場合は任せたらいいと思うんですよ。

○大城保健福祉部長

クーポン券は、なるべく用途といいますか、使いやすいような形で、今どちらかというところスーパーの日用品ということで考えられておりますけれども、タクシーであったり、いろんなところで使うことは可能ですので、その幅は広げております。実際使ったらいけないのは税金であるとか、パチンコであるとか、そういったところは除いておりますけれども、基本的には幅広く使われるようにしておりますので、クーポン券がなるべく皆さんに使っていただけるような制度にはしていきたいというふうに考えております。

○川崎委員

先ほど自分が質問した内容で確認ですけれども、小売店、それから飲食店、本当に何件あるのでしょうか。

○村岡委員長

それは、さっき分からないと。

○川崎委員

いや、それを何とか調べておいてもらえないでしょうか。

○村岡委員長

経済部に問い合わせた分からないということですので。

○川崎委員

自分さっき国の統計で飲食店のみで1,380だったと思いますが、同じように小売店も調べることができると思うんですけども、国のほうから統計が出ていると思います。

○高齢福祉課職員

今、川崎委員おっしゃられました国の統計資料というのは、恐らく経済センサスの数値をおっしゃっているかと思います。経済部に問い合わせたところ、経済部からも、この経済センサスの数字はあるんだけど、ただ、実際今の実店舗と一致しているかどうか、経済部のほうでは責任を持って言うことができないということでしたので、答弁のほうでは不明というふうに答えさせていただいております。

○川崎委員

きちっと、2件、3件のずれとかじゃなくて、1割ぐらいずれていいですから、とにかく概数でいいですから、つかみたいんですよ。そういった小さな店まで効果があるのかどうかというのを知らなくちゃいけないと思います。

○高齢福祉課職員

概数でよろしければ、小売店と飲食店を合わせた数字は約3,000というふうになっております。

○松永憲明委員

何度も繰り返して申し上げますが、私の住んでいるところを見ても、あるおばあちゃんには、子どもたちがいらっしゃるにもかかわらず、タクシーでわざわざ、自分は運転できないので、タクシーでコンビニに買物に行かれる。町のほうまでではなくて近くのコンビニにタクシーで行かれる、そういう方がいらっしゃるんですよ。別の休みのときに子どもさんが乗せて行って、大型店だとか何かそういったところに食料の買物に行けばいいのになと思うけれども、そうじゃないわけですね。そういった家庭もある。

それから、1人で住んでおられる独居老人の方もいらっしゃる、夫婦で住んでおられる方もいらっしゃるんです。かなり高齢の方がいらっしゃって、どうしていいのかというのがなかなか分からずにおられるわけですね。だから、そういったところは老人クラブとか何かで話し合いをしたり、部落の集まりの中で意見交換をする中で解決ができる部分もあるんですけども、この商品券をもらったからといってどうやって使うのか、そしてまた近くに使う店もない、そういう状況で、初めからそういうことが想定されるのをあえてやるのかというのが私の率直な思いなんです。そういうことが初めから分かっている、想定

される、そういうことをあえて捨ててしまうようなこと、そういった施策をやるということとはちょっとどうかと。平等性、公平性といった観点からすれば、行政のそういった施策はいかがなものかと思うんですね。やっぱり再検討すべきところは再検討していく必要があるんじゃないかと思うんですよ。

これは手法の問題ですね、事業のことはいいですよ。やり方です。その手法ですね。そこをあまねく全部の方に平等に行き渡るように、そしてその効果があるようにすると。それは何もクーポンでなくてもいいでしょうというのが、これまでの多くの意見だったと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○大城保健福祉部長

松永憲明委員が言われたように、それぞれ世帯には事情がありますので、なかなか使いにくいというような高齢者もおられると思います。

手法のやり方ですね。こういったところについて、これは本当出発点なんですけれども、とにかく地域に早く配って、そして地域に早くお金を落としてというようなやり方で、クーポン券を決めています。クーポン券はなるべく皆さんに案内して使ってもらえるようなことでやりたいと、これは我々提案していますので、当然やっていくべきことだと思っております。その中で現金ということもありますけれども、この現金について、今書留は難しいということを私申し上げたんですけれども、口座振込、こちらのほうがどうなるかというのもまだ詳しくは見ておりません。私としては、クーポンに上げたのは、高齢者の方は逆にクーポンのほうがいいという方もいらっしゃるんじゃないかなと思っております。いろいろ考え方はあると思うんですよね。それが煩わしいとか、届かないとか、いろいろあると思いますけれども、それはやり方次第で変えられるのかなというふうには我々は思っています。ほかの市町でもクーポン券で先発でやられているところがありますので、もちろんそこでいろんな課題が出てきているので、そこのほうをある程度見て、つかんでいって、このクーポン券事業をやりたいとは思っているんですが、ただ、今提案された内容がこのクーポン券に対してということになりますけれども、我々が土台として考えているのが地域のほうに落ちるだろうということと、先ほど申し上げましたとおり、貯蓄に回ったり借金に行ったりというようなこと、それでもいいということもありますけれども、そちらに回っていくよりは、地域のほうにお金をなるべく早く落としたいというような、これの目的がクーポンのほうがあるだろうと思って提案していますので、そこは、やはりそれが難しいと言われれば、それは考え方をもう少し整理しないと分からないと思います。本当にクーポンが使われたときにどういうお金の流れになるのか、それから、現金でやったときに本当に通帳に入ったまま終わってしまうのかも分からないし、そういったところも含めて、本当に使われていくのか、使われないとあんまり意味がないので、そういったことはお互いに、議会側の意見もありますので、そこは整理しなければいけないのかなというふうには思っています。以上です。

○村岡委員長

ここでちょっと整理させていただきたいというふうに思います。

今、部長の発言で、いわゆる執行部側の意思というものは、正直示されているという事実は変わらないかなというふうに思っております。その上で、あと議会側からできることは議会の意思を示すことというような形になるのではないかなと。それを踏まえた上で、今、お昼40分も過ぎておりますので、休憩を取らざるを得ませんが、午後も引き続き質疑を行うのか、一旦これで審査としては終了するのかなという部分ですが、まだ何か。

○福井委員

委員長の指示といいますか、方向性はそれでいいと思うんですが、今、部長がずっとおっしゃったような流れの中で、委員がずっと意見を言っているのは、肌感覚だけじゃなくて、いろんな人と接点を持っている、そういう流れの中で、いろいろと意見を言っている。例えば、今、部長は、高齢者の方はこちらではないのかなというふうな表現で、こちらではないのかなじゃなくて、だったら何らかのヒアリングみたいなことはされたんでしょうか。例えば、高齢者であれば老人クラブあたりの方たちにリサーチをかけてみるとか、こういうふうなことで、今回こういう事業をやろうと思っていますよと、商品券ということで考えているけど、現金ということも選択の一つには入るんだけど、その辺はどうなんですかみたいなことはされたんですか。部長の考えだと、だと思ふのでという表現がある。だと思ふのでやるんじゃないくて、これだけの4億円以上のお金をかけてやるのであれば、やっぱりきちんとしたそういう事前のリサーチというのはやっていく必要があると思うんですよ。そうでないと、我々は説得力を感じられないというのがあるので、その辺はなされたかどうか、確認をお願いします。

○重田委員

委員長はこのまま質疑を続けるのか、もうという話。休憩を取って午後もまた質疑を続けるということで、このままやったらずっと続くですよ。

○村岡委員長

じゃ、午後も質疑を続行するという事でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、一旦休憩に入ります。再開は1時45分からです。

◎午後0時45分～午後1時44分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、第63号議案の質疑を続行いたします。

午前中最後に福井委員のほうから質問というか、声の聞き方ですね、高齢者の方等の意見の聴取はということでの質問、あと何か補足して、プラスすることはよろしいですか。まずその答弁のほうから伺いたいと思います。

○大城保健福祉部長

今、福井委員のほうから、午前中言われた、アンケートですね、これは実際、我々取っておりません。もちろん高齢者7万5,000人ほどおられますので、仮にアンケートを取るとしたら、統計的な問題からいっても、1,000名ぐらいいは取らないといけないということになりますので、そこはうちのほうではできていないというような状況でございます。

○福井委員

いや、7万5,000人の高齢者の皆さん方とか、障がいの方たちを対象にアンケートじゃなくて、少なくとも会があるわけじゃないですか、例えば老人クラブであるとか、そういう方たちとか、障がい者の団体とかに、そういうところに聞かれたことはありますかということなんですよ。

○大城保健福祉部長

高齢者の会のほうには、あくまでも、これはクーポンということのうちが進めていましたので、クーポンがあればどうですかみたいな話しか聞いていないんですよ。現金かクーポン、最初からどっちですかということがなかったものでですね。

○山下委員

そういうこともあって、先ほどお昼休みに、地下で御飯を食べていたときに、福井委員と松永憲明委員と3人おりまして、そこら辺におられる高齢の方々に聞いてみました。市が5,000円クーポンを配ろうということをして今話合いをしています。議会は、クーポンより現金のほうがいいんじゃないかと今言っているんですが、どちらがいいですかという聞き方をして、3人の方だったんですが、そしたらみんな現金と即答でしたよ。1つは、やっぱりクーポンだと、お釣りが出ない。お店も困るでしょうと。現金のほうは何でも使えと。それから、使用期限が決まっているのは困ると、そんなお返事でした。参考までに。

○村岡委員長

いや、意見として何か言っていたかないと。

○山下委員

そういうことだったわけですよ。だから、クーポンがあると言ったら、それはクーポンはありがたいとおっしゃると思うんですよ。こちらもクーポンを今、議論しているんですよと言ったら、ああ、そうですかと。でも現金がいいんじゃないかと言っているんですが、そら現金がいいですよという話なんですよ。だから、今、これまで議会で言っているのに、いまだにクーポンとおっしゃり続けることはもうやめたほうがいいんじゃないかなと思いますよ、いかがでしょうか。

○大城保健福祉部長

クーポンのほうがいいという方がいらっしやらなかったというのはちょっと残念なんですけれども、クーポンを進めた理由については午前中説明したとおりでありまして、現金

であれば貯蓄に回るとかいろんなことがありますので、地域のほうに、高齢者の方にも協力してもらうということになりますので、そういったことからクーポンでやっていきたいという気持ちはあります。確かに使われ方ですね、現金のほうがいいというのは重々承知しているところです。

○諸富委員

私はまちなかと言われるほうに住んでいるとは思いますが、それでもやっぱり独り暮らしの御高齢の方とか近所にたくさんいらっしゃるんですけど、しばらく見かけないなと思ったら1か月ぐらい入院していたりとか、体調崩されて1か月ぐらい御自宅に籠もっていたりしていらっしゃることもあって、まちなかであってもなかなか買物に出づらいい方もたくさんいらっしゃるのかなと思います。

元気な私たちでも、多分お店からサービス券とか割引券とかもらうと思うんですけど、結構、期限が切れて使えないということがあると思うんですよ、皆さん若い方でも。そうなるとうどうするかというと、紙ごみで捨てますよね。なので、多分同じことが起きてしまうんじゃないのかなと予想はするんですけども、皆さんからも意見が出てはいるんですが、紙ごみとか無駄になるよりは貯蓄に回ってでも現金のほうがいいという意見だと思うんですけども、その辺考慮されたのかお願いします。

○伊東高齢福祉課長

それについては、要は広報をしっかりとしていきたいと思っております。ですので、事前に今から配りますと、こういうクーポンを今から配りますという広報をしていくとともに、期限が近づいたときは、もうすぐ期限が近いですよということをしっかりと広報していきたいと思っております。

○諸富委員

広報して、例えばあと1か月ですよとか、あと何週間ですよということですぐに買物に行ける元気な方だったらいいですけど、やっぱり対象者が高齢の方とか障がいの方であると、行きにくいのかなと思いますし、あと広報とおっしゃいますけど、例えば現金で給付したとしても、こういう意図で現金給付をしますので、地元のお店でお買物をお願いしますとか、そういった形の広報はできないんでしょうか。

○伊東高齢福祉課長

もちろんその広報の内容によっては、おっしゃるとおり、今から広報は考えますので、内容についてはどうとでもできるとは思うんですが、ただ、本当に確実にクーポンの3億7,500万円を地元で落としてほしいというところでクーポンにしたところなので、その辺は御理解いただきたいなと思っております。

○川崎委員

市役所玄関のマイナポイントのところ、自分も座って見たんですけど、あそこ結構お客が多くて、やっぱり自分がいただけるもんだったら、一生懸命になって来られるなど。そ

ういった窓口支給という方法もあったろうと思うんですけども、それは検討されたんですか。

○伊東高齢福祉課長

現金を窓口支給ということですか。

○川崎委員

現金を支給する場合もあるでしょうし、それから口座振込の手続をする場合もあると思います。いずれかの、郵送を伴わないということでお尋ねです。

○伊東高齢福祉課長

もちろん窓口とか各公民館等で配布するというのも考えはしました。ただ、高齢者にとって、そこまで行く手だてが難しい人もたくさんいらっしゃいますので、それよりも御自宅のほうに直接、ゆうパックでお金がかかるんですが、それで送ったほうが確実に、高齢者のほうも、そこまで出かける手間もかからないということでは喜ばれると思って、ゆうパックによる郵送ということで決めました。

○川崎委員

来ることが困難な方も1割か2割はいらっしゃると思うんですけども、そうじゃない方、例えば支所までとか、それから公民館まで開設していただければ助かるんですけども、かなりの方が来られると思うんです。マイナポイントの受付を見ていたら、御高齢の方が結構いらっしゃって、その方々の運動づけにもなるんじゃないかと思うくらい、役に立つと思うんですよ。それで、例えば1か月間やって2割の方がまだ来られていないということだったら、その方たちだけに絞ってあと郵送とかも考えていいと思うんですね。そういった検討はしておられないですか。

○伊東高齢福祉課長

公民館等とかでも一応、先ほど言ったように検討はしました。その中で1つあったのが、配布が恐らく12月ぐらいにはなるだろうということで、やはり寒い時期、しかも7万5,000人をそういうところで部分部分ですとしても、すごい行列ができるだろうと。この間の県の商品券も朝からすごい行列ができていたんですが、恐らくあれよりももっと行列ができるだろうと。12月の寒いときに受付で相当並ばれたら高齢者にとってもすごい負担になるということも話に出ました。もちろん我々の事務的な負担もありますけど、まずは高齢者の方、障がい者の方の負担があるということで、窓口設置というのは、今回はやめたというところですよ。

○山下委員

私は先ほどから現金、封筒という言い方をしていましたが、そのやり方は置くとしても、問題はクーポンなのか現金なのかということ、大きくはそこだと思うんです。地域経済におっしゃいますが、一方で、募集の店舗は問わないと。どこでもいい、大型店でもいいと。そうすると大型店になったら、地域にお金は落ちないですよ。何で経済部が大型

店を抜いているかといったら、そうならないように、佐賀市内に、域内でお金が環流するようという事ですよね。だけど、お買物に行きやすいように大型店でもいいといったら、そうならないということで、何か地域経済と言いながらも、そこも芯が座ってないし、本来、一番最初に伊東課長おっしゃったように、福祉の立場から、それから今の配慮のことで、取りに来るのは大変だろうから送りますよという、その発想は大事だと思うんですよ。だから、その発想から考えたときに、もしかしたら使わないかもしれないという紙にするのか、それとも、いずれどんな形にせよ、きちんと世の中にお金が回っていくという考え方で、生活を支えることができたなら、それは地域経済に波及していくことになるんだという発想でいけば、本当にクーポンにこだわる必要はないんじゃないかなと思うんですね。だから、今回クーポンを思いついた方がきっとこの中にいらっしゃるのだろうなと思いつつ、その方には大変気の毒ですが、やっぱり経済のほうで言っている話と、今回のこのやり方でやる時にはクーポンはなじまないんじゃないかと思わざるを得ないんですよ。5,000円、しかも障がい者と高齢者となったら、実情を障がいのほうもお答えいただいたらいいかと思うんですが、実際地域の在宅の障がいの方たちなんかはクーポンを配られたときに、果たしてどういう使われ方ができるんだろうかとかという、そんな発想があたりでしょうか。

○大城保健福祉部長

クーポンが使われるかどうか、使われない場合もあるということで、一応障がい者の方でも高齢者の方も、通常、買物は多分ほとんどの方がされているとは思っていますよね。ですから、買物に対してクーポンが使われるということで考えているんですけども、もちろん買物だけじゃなくて、さっきも言いましたように、タクシー券とかも使われないところを限っているだけで、幅広く使えるようにはしているというようなことで、ある程度期限を決めて、2月の末までに使えると我々は判断しているわけです。

確かに、大型店を入れるかどうかというのは我々も迷っているところはあるんですよ。高齢者の方はモリナガとかマルキョウとか、いろんなところで買物されているんですけども、やっぱり使い勝手、そこは地域経済と福祉という面で非常に難しい面があるんですよ。買物しやすいところに、店に応募してもらうのか、そこはちょっと難しいところがあるんですが、やはり少し買物しやすいということで、ある程度大型店になるんでしょうけれども、モリナガとか、そういったところは入れたいとは思っております。

現金とクーポンという対立構造になっていますけれども、クーポンを我々が決めた最初のいきさつですよ、そこが現金にすると大きく崩れてしまうというか、大義というか、そこまでないんですけども、やはり地域の分である程度、早く潤ってもらおうということでやっていますので、そこはしっかり使ってもらうような形での進め方をしないといけなかなと思っています。以上です。

○山下委員

利用する側からの話をずっとしてきましたけど、店舗側から考えても、上限5,000円のクーポンを使えるような店になるための募集をしたときに、登録しますかとなったときに、先々の換金のこととかいろいろ考えて、一体どれぐらいのところがそこに応募するんだろうかというあたりのリサーチも、それこそ本当は必要だと思うんですよね。先ほどからの話に出ているような中山間地域であまり店舗がないところで、コンビニしかないというところなどは、買物しやすいところといえばコンビニ。じゃ、コンビニで使えるようにしましょうともしたら、佐賀市には全然お金が入らない話になりますよね。コンビニを対象にしたら全国のほうにお金が行っちゃうという意味ですよ。だから、とにかく絶対使ってもらおうと、すごく頑張らなくても、お金だったら絶対使うんだから、いろんな形で。でも、クーポンは使われない可能性があるという状態がある中で、あえてこれを今しなきゃいけないのかということだと思いますけどね。

○大城保健福祉部長

使われない可能性があるかどうかということで議論しておりますけれども、我々としてはクーポンを使ってもらうように仕向けなければいけないというようなことが課題です。山下委員が言われたように、店舗がなかなか換金が難しく、そこは地域の中での小さな店舗とか、そこに本当にできるかなという、その不安はあります。ただ、そういったところも、いろんな事例としては周りの佐賀県内ほとんどクーポンでやっていますので、そういったところの事例を見て、ある程度課題は解決できるかなと。ただ、どうしても店側が、これは面倒だからできないよと言われた場合は、それは致し方ないかなと思っていますけれども。以上です。

○西岡真一副委員長

仮に加盟店でなかったところから、要するに事後的にクーポン券を預かったんですけれども、そういう相談があったとします。そういう際に柔軟に対応はできますか。

○伊東高齢福祉課長

基本的には加盟店しか使えはしないんですが、仮に預かってしまったときは、すぐ加盟店として登録してもらえば対応はしますので、その辺は柔軟に対応したいと思っています。

○西岡真一副委員長

例えば、山間部の小さなお店がたまたま預かって、そういうときでも柔軟に対応してもらえるということですね。

それと、今日の委員会の冒頭ぐらいに大城部長からあったと思いますけれども、現金支給した場合に、いろいろどのように使いましたよというアンケートやったかな、結果があったと思いますけれども、本来目的以外、例えば遊興費、税金支払い、借金の返済、大体これが何%ぐらいでしたか。もう一回、メモしていなかったの。

○大城保健福祉部長

私が午前中答えましたのは、基本的には生活費が6割ぐらいというようなことで、あと

残りは細かにいろいろあります。いろんな部分がありますけれども、ニッセイ基礎研究所とか、いろんなところが調査されているんですね。貯蓄に回される率というのが、例えば33%だったり、貯蓄、ローンに回されている方、これは別の統計資料なんですけれども、これでいきますと15.2%、別のアンケートでいきますと17.3%とか、やっぱりサンプルによって状況は変わってくるんですよね。ですから、平均的に見たら大体預貯金に回されているのは2割程度かなと思って、その2割の分が落ちないんじゃないかということです。

○西岡真一副委員長

15.2%とか17.3%、これはローンの返済、要するに借金の返済ということでの理解でよろしいですか。

○大城保健福祉部長

15.2%には、貯蓄が11.8%でローンに回された方が3.4%。

○山下委員

今の聞いていて何か引っかけかかるとは、10万円の定額給付金が全国民に配られたというときに、何に使いましたかとか、あるいは独り親家庭に5万円とか低所得世帯に5万円とかそうやって配ったときに、何に使いましたかという話のときなら今の話は分かるんですが、5,000円ですよ、本当にたかだか。それが貯蓄に回ったらいかんとか目くじら立てる話だろうか。むしろ、貯蓄に回る額じゃないと思うんですよね。老齢基礎年金が下がるということとか、物価が2.8%上がりましたということをおっしゃっているじゃないですか。だから、爪に火をともしような思いで暮らしている方たちがこの支給の対象者の中にはおられるわけですよ。そういう方たちにとって、例えば、税金とか何かの支払いが滞っていて困っているというときに、それに回ったからといって目くじら立てる必要はないと思うんですよ。それが払えたら、ちょっと一息つけるということにもなるわけだから。だから、5,000円の行く先をあれこれ指図するなと私は本当言いたいんですね。余裕がちょっとできた分、必ず何か買われますよ。それは登録していないお店でも買えるという自由がある。そして、買われたほうのお店は現金がちゃんと入るというメリットがある、換金に行かなくとも、そういう形で考えたほうが、福祉の部署としてはふさわしいんじゃないでしょうか。

○大城保健福祉部長

5,000円を別にこちらで指図するとか、そういったことはないんですけれども、ある程度クーポン券は自由に使える範囲は広がっています。買物、買物ということでもありますけれども、ほかにも使えるのはありますので、そういったことで、確かに税金とかについてはある程度制限をかけようかなと思っているんですけれども、これをクーポンにした理由というのは、原点に戻るんですよね。2月の末までに使っていただいて、早く皆さんにお配りして、そこまで使ってもらおうと、地域に落としてもらおうというようなことで、我々、クーポン券をやっていますので、どれだけ残るか分からないんですよね。貯蓄されるかど

うかと、5,000円だから、年金の通帳に入ればどうなるかよく分からないんですけども、多分使われるとは思いますが、そういったことで、なるべく早く地域に落とししてもらいたいというような考え方と、もちろん福祉の面もありますけれども、いろんなところで買物できるというような形の、店舗を増やすというようなことで考えておりますので、いろいろ皆さん方からの御意見を聞けばなるほどなと思うこともありますけれども、今のところ、クーポンということで提案しておりますので、こういった形で進めていきたいとは思っております。

○山下委員

委員会、議会の側からは、クーポンがいいという人は1人も今のところいないんですよ。クーポンがいいですねという意見は多分今まで1人もいなかったと思いますよ。それを覆すだけのクーポンのメリットを納得いくような説明には思えなくて、それでもクーポンというからには、何かクーポンに向かって走り出していることがあるんじゃないだろうかとかさえ思ってしまう、本当に。どこか、準備にかかっているんじゃないだろうか。だって、前に保健福祉部で、介護予防の関係でまだ議会にかかっていたのに回覧版で回ったということがあったり、そういうこともあったわけで、何か準備に話がどこか行って、もつかかっているとか、そんなことがもしかしてあるんじゃないかと思うぐらいにクーポンにこだわり過ぎな気がちょっとするんですけど。

○伊東高齢福祉課長

それについては、確かにこの議会で職員が付きっきりになって調べたりした部分はあるんですが、準備としては何ら今のところはまだ、もちろん、議会が通るまでは予算もないので、それは何ら今のところは動いていないです。ただ、業者からは、基本的にやり方とかいうアドバイスは、上げる上では受けてはおりますけど、郵便局とかとも話はしていますが、決まったことで動いているということはないです。

○松永憲明委員

これまでいろいろ意見等が出て、全ての委員は、もう一回考え直してほしいということだったと思うんですよ。それをかたくなに拒み続けられていらっしゃるんですけども、これは否決されたらどうするんですか。その可能性だってあるんですよ、このままでどうですか。私はそう思うんです。だから、私たちは、できるだけ全ての方に現金で渡したほうがよりいいんじゃないでしょうかということを行っているわけですね。クーポンよりも現金のほうがよりいいんじゃないですかと、その配り方についてはまたいろいろ議論はあると思いますけど、そのほうがよりいいんじゃないかと。使われない方は使われないで結構なんですよ。通帳に入れたまんまという方があっても、それは構わないと思うんです。お金をたくさん持っておられる方は、5,000円、そがんとどがんでんよかという人もあるかも分かりません。いや、しっかりぜひとも生活の糧に使いたい、いろんなものに使いたいという方もあるかも分かりません。クーポンの場合は、それがいいんですよ、先ほど

来からいろいろ出ているように、地域の中では、周辺のところでは、本当に私るる申し上げましたけれども、クーポンを使えるような店がない。まちなかまで出てこないかとか、もちろん家族の方に頼むということもあるでしょう。しかし、そうじゃない独居老人だとか、高齢者のみの世帯というのものもあるわけです。これはもう申しあげました、いろいろ。ですから、やっぱり現金を配ったほうがベターではないかというのが、この委員のほとんど全てがそういう話をしたと思うんです。それをかたくなに拒まれるということは、我々としては、この議案を否決するしかない、ということになってくるわけです。

○村岡委員長

ちょっと松永憲明委員、その辺のところは。

○松永憲明委員

ですから、それをどういように最終的に考えていくのか、あくまでも提案したとおりで、考える余地はありませんとおっしゃるのかどうか、そこら辺どうなんですか。

○大城保健福祉部長

まずは提案しているクーポン券ですよ。これは、我々も間違っていると思って提案しておりませんので、正しいと思って提案をしております。今までに現金ということで受けているわけですよ。ただ現金である場合の、我々も皆さん方から聞いてそれが100%かというところではなくて、またいろんな手続関係とか、いろんな面がありますので、そこは比較検討が必要になるわけですよ。ですから、この場で私が、いや別にこっちでもいいですよとか、そういう話はまずできないですね、そこはですね。ですから、今提案しているのは、クーポン券というのはこういった内容で、土台こうなっていますから、こういうことで進めさせてもらおう。当然我々はここを提案していますので、これを、間違った方向じゃなくて、よりよい方向に持っていくために努力するわけですから、そこはクーポン券であればクーポン券で頑張っていくでしょうし、それが変われば変わったで、そこはやらなければいけないかも分かりませんが、まずは、我々として提案している分は、やっぱりそこで正しいということでの主張をしないと、私がこっちがよかったですかねなんて言っていたら、執行部としての軸がぶれるということになるんですよ。そこはできないんですよ。否決という言葉も出ましたけれども、それもやっぱり困るわけですよ、我々もですね、それは当然。

○川崎委員

最初にクーポンありきじゃなくて、やっぱり幾つか方法は検討しとくべきじゃないんですかね、行政の担当としてはですよ。そこはどうですか。

○村岡委員長

これはやり取りの中で、複数検討した中でクーポンをという説明にありますので、その中身は、こちらが思うほどになっていたかどうかというのは別として、方法としては検討した上で、クーポンの提示だというのが今の状態であります。

○大城保健福祉部長

少しつけ加えさせてもらいます。昨日の議案質疑で私が答弁させていただいたんですけども、紙のクーポン以外でのほかの方法については、マイナンバーの公金受取口座が1つ。あと、対象者に直接口座を確認して振り込む方法。それとあと、スマートフォンアプリですね、電子マネーを使う方法。それから、4つ目に現金を郵送する方法ということで、この4つを事前に検討はしております。ただ、その4つの方法については、手続の複雑さとか、事務経費とか、短期間の支給とか、いろんな面がありました。経済にどれだけ効果があるのかとか、そういったのから難しいというふうに判断したところです。それで、クーポンになったと。

○川崎委員

採択しなかった理由をもう一回お願いします。

○大城保健福祉部長

この4つの手続については、方法についてはそれぞれメリット、デメリットがありますがけれども、手続の煩雑さといいますか、複雑さですね、口座でしてクーポンでしたり、2通りになったりする分、それから事務経費としては、委託料とかそういったものをですね。クーポンにした場合はクーポンの印刷費が要るとか、それからあと、どうしても、今、かなり生活に影響を受けている方が多いので早く支給しなければいけないということで、短期間で支給するということを考えまして、これまで10万円の給付とかいろいろやっていたので、議決の承認をいただいてから、どのぐらいかかるのか、そういうところを見て、この4つの方法については難しいと判断したところです。

○川崎委員

私が聞きたいのは、現金郵送が不適格、適切ではないという理由は何だったですか。

○大城保健福祉部長

現金の書留につきましては繰り返しになりますけど、手続が、手書きであって、届くまでに2か月かかるということと、あと、口座については、先ほど1か月半か2か月と言ったと思いますけれども、承認が下りてから、ある程度口座に直接振り込むということはできると。ただ、これは口座に振り込むということは、やはり我々の一番の、この制度のベースであります地域のほうに落とすというようなことが、口座に入れば、お金がある程度は地域に落ちるでしょうけれども、先ほど言いましたように、貯蓄に回ったり、他の地域に行ったりということで、ほかに逃げてしまうというようなことがありましたので、この方法にしております。

○川崎委員

私も人に聞かれたら説明しなくちゃいけないので、納得したいと思います。じゃ、現金についてはさっき言われた事務経費とかは問題にはならなかったわけですか。

○大城保健福祉部長

事務経費についてもそれぞれ試算しております。事務経費については、先ほどお答えした分で、クーポン券であれば今現在の8,800万円ぐらいの経費が、これは郵送料が3,400万円ぐらいゆうパックでかかるんですけども、それから口座振込については、川崎委員のほうから聞かれましたとおり、7,700万円ぐらいになる。約1,000万円ちょっと事務的経費が下がるということになっております。

それから、ほかにも電子マネーとかいろいろありますけれども、こういったのは、1億円を超えてくるような金額になっております。

○川崎委員

確認ですけど、現金にしなかったというのは、手書き等の手続が煩雑であるということと、ほかに時間がかかるということ、それから、ほかに逃げる、この3点と考えていいんですかね。

○大城保健福祉部長

現金とクーポンについては、地域にどれだけ寄与するかということが一番ベースになっていて、クーポンであれば、その地域で使ってもらう、例えば現金であれば、もちろん近くでお買物になると思うんですけども、ある程度、逃げるお金も出てくるということでクーポンにしております。

○村岡委員長

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

では、ほかに質疑もないようですので、保健福祉部の説明は以上となります。

執行部の皆さんは退室されて結構でございます。

◎執行部退室

○村岡委員長

委員の皆様にお諮りします。審査は一旦終了と、一旦というか、終了ということで閉じさせていただきました。この後の流れですと研究会が入ります。その後、決算の附帯決議の案件をお渡ししていただきましたので、一応確認していただくというふうに考えておりますが、今のクーポンの事業について、委員の皆さんから、いわゆる委員間協議じゃないですけども、そういったところのお時間を取ったほうがいいのかとも思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、先に委員間協議の時間を取りたいというふうに思います。研究会についてはしばらく保留というか、待っていただいて、まず委員間協議したいと思います。

かなり意見のほうは皆さんのほうから出していただき、委員の皆さんの発言の中からも、委員全員の総意のというような感じでの発言もあっておりました。この案件について、再度皆さんのほうの御意見を忌憚なく発言いただければというふうに思います。

○松永憲明委員

全員が賛成という立場じゃなかった、むしろ反対。現金で配れという意見だったと思うですもんね。配り方はいろいろあると思うんですけども、やっぱり高齢者世帯、独居老人、そういった方々がどういうふうにクーポンを使うのか、本当に使えるのか、それから、山間地域だとかそういったところは使う店もない、そういう実態があるわけですね。そういう中でやっぱり現金が欲しいという意見もある、先ほど昼食時に聞いた中でもそういう意見があったわけです。だから、どう使うかは、もらった人が判断することであって、すぐ買物に使いたいと思えば買物に使ってもよいし、いや、通帳に入れようかという人があってもそれは構わないわけですね。どう使うかは個々人の判断だと私は思います。だから、その地域活性化ということで、コロナ対策上、地域が疲弊し、経済が疲弊しているので、その活性化を図るためにということで国が配ったから、執行部としては、このクーポンの件で地域経済を回していくということに使ってほしいということで、これをやっていますということだったと思うんですけども、どっちにしても、使い道は使う人は使う、使わない人は使わない。問題は使えない人、そのクーポン券が使いにくいところ、使えない人が初めからあるということ想定していないわけですよ。そこは頭から抜かしてから考えているというのが、さっきこれまでのやり取りの中で明らかになっただけだと思うんです。ですから、我々は、問題は現金支給ということを基本に推し進めていく。ただ、否決されたら困りますとはっきり部長もおっしゃっているので、金額そのものの予算は通すにしても、もし通すにしても、クーポンじゃないということは、ここにクーポンのところは全部白紙に戻せと。もう一回、中身については精査せろということと言わないかと思っています。私はそういうふうに思っているところです。

○村岡委員長

この際、皆さんに御意見をお伺いしていただければいいかなと思いますので、順番でよろしいですか。

○川副委員

まず、この受給者、対象者が高齢者と障がい者ということで、支給される方が使い勝手がいい、まずそれを最初に持ってこなければ、支給した意味がないんじゃないかなと思います。

それと、あと地域性ですね。佐賀市内、いろんな地域がある中で、地域性を省いて平等になるような使い方というのは、やはり現金かなということで思いますので、私も現金のほうでお願いしたいということです。

○川崎委員

飲食店や小売店、クーポンにした場合に、どんなに頑張っても1,000店も使える店はできないと思うんですね、500から800とかそのぐらい。先ほど午前中に聞いた店の数、3,000店あると。そのうちの3分の1も使えない。そういった使える店が限定しているというこ

とを考えると、私は現金支給を検討すべきではないかと思います。

○諸富委員

困っている障がいのある方、高齢の方に支援をという、そこは大賛成ではあるんですけど、今までの話の中で、クーポンであるメリットを感じませんでした。使えない人がいるかもしれないということと、あと無駄になるかもしれない、その可能性が高いというところに目をつぶっているようにしか感じなくて、それよりか、たとえ貯蓄に回ったとしても、光熱費だとか税金とかの返済にもし回ったとしても、まだそちらのほうが、長い目で見て、大きな目で見て、必ず経済に何かしらの波及効果があると思いますので、やはり現金給付がいいのではないかと思います。

○重田委員

私も現金がいいと思います。以上です。

○福井委員

今までのプレミアム券とか、いろんなことでも事実上、例えば実際的には使われなかったのは1割5分とか、2割以上いるということもあると。我々、自分自身も振り返ってみると、最後は、家内が行ってもやりにくいねということで無駄になったこともあると。それが今回は高齢者とか障がい者となったときに、言ってみれば社会的な弱者という表現はいけないかもしれませんが、そういう方たちに地域活性化というものを押しつけるような形になっている部分がちょっとあるなど。そうしたときに実際クーポン券を使ってください、使ってくださいと言っても、実質的な効果というのはかなりパーセンテージが下がるだろうと。やっぱり事業は効果のあるような事業にしくちゃいけないので、そういった面での事業効果を考えてみると、やはりクーポン券よりも現金給付のほうが的確ではないのかなということで、そういった判断をしたところです。

○山下委員

支給理由の最初に高齢福祉年金が引き下げられる、物価が上がるという影響を受ける、最もその影響を受ける方たちに対して支給するんだという、そこに立ったときに、いかにその人たちに行き届くかと、だから、郵送なんだという言い方もされたわけですね。そのときに先ほど4つのことで検討したと言われて、マイナンバーの公金受取口座とか現金振込、スマホ決済、現金郵送と、ただマイナンバーとかスマホに関しては、やっぱりマイナンバーのカードをつくっている人が少ないとか、スマホ決済は必ずしも誰もができるわけではないという点で、これはどっちにしる駄目よねと。じゃ、書留か口座振込かと考えたらという説明があったんですが、ちょっと引っかけたのは、口座振込の場合は事務費が7,700万円で、ここに出しているより1,100万円は低くなりますと言いましたよね。1,100万円も低くなるのに、あえて1,100万円多くかかる、しかも使わないかもしれないクーポン券を配って、紙くずになるかもしれないというおそれがあることを、幾ら国が100%見るからといって、そんな税金の使い方を私たちはしちゃいけないと思うんですよ。本当に

有効に行き届くと言ったら現金、どんな形ですら最後は必ず使われると思いますので、やはり現金にすべきだと思います。否決されたら困ると言われましたから、否決しないで済むには、クーポンはしない、現金にしますという、せめて大きな柱のところだけでも言ってもらったらいんですけど、配り方はお任せするとしても、ただクーポンでは駄目でしょうと、この場合はということですね。あらゆるクーポンに反対しているわけではないので、この回は無理だと私は思います。

○西岡真一副委員長

少数意見を申し述べます。クーポンであれ、現金であれ、一定使われなくて残るということに関して、私はそんなに顕著な違いはないと思います。クーポンは確かに、それぞれ市民事情がありますから、結局のところ使われなくて残ってしまったということはあるかもしれないです。現金は貯蓄に回って、これはいずれ使われます。ただし、地域振興という目的からすると、税金の支払い、ローンの返済、あるいは遊興費というものもあるかもしれない。そういうところで逃げていく部分があると思います。これを定量的に測定したものは、どこにもないと思います。

それから、支給にかかる時間、これもクーポンで、お店を募って印刷してとかする時間、現金であれば、袋詰めをしたり、郵便局員が、これは現金書留ですから相手がいないと渡せないですね。その時間と比較すると、これも大きな違いはないと思っております。ですから、今委員会で随分いろいろと、現金支給という切り口から大分質疑があつておりましたけれども、私は終始、現金とそれからクーポンとの顕著な違い、顕著な優劣というのは認めることはできませんでした。それで、執行部も現金支給も検討したと言っておりました。いろいろ方法を考えた上でクーポンを選択した、これはこの事業の目的の一つに地域振興というものもあったと、ですから地域振興ということであれば、その事業効果、どこまで使われたか、どこに使われたか、あるいは地域の商店とか、この人たちが追加的な収入だったんだというのを実感してもらえる、そういう方法を選択したということは、私は合理性を認めます。あとはこの委員会の採決ということになるとと思いますが、私の意見は以上です。

○村岡委員長

この場ですので、せっかくなので私の意見も言わせていただければと思います。

まず、この支援事業の目的の部分で、正直、我々が提示されていた内容としては、あくまで高齢者、また障がい者、今回の物価高騰等で経済的に負担のかかっている方に対しての支援というものがまずあって、それをどうやって隅々まで行き渡らせるかというところの方法論だと思います。正直コロナの支援金を使っているのでも、地域活性化なども出てまいりましたけれども、いみじくも福井委員も言われました、地域経済への影響というのをそういう高齢者、障がい者の方に担わせるような事業でいいのかなというような部分、それと、これまでクーポン事業でやってまいりましたプレミアムつきのものであれば、地域

経済への波及効果というのは、支給する額以上のものがもともと見込まれますので考えられるんですが、今回の場合はあくまで5,000円を高齢者、障がい者の方に支給する部分に何の上積みもないわけですから、ここは速やかに対象となる方に使い勝手がいいような方法をもって配るとというのが本来ではないかなというふうに思っております。その上で、支給の方法については、執行部としては地域活性化という部分があるからクーポンにせざるを得なかったというような言い方ではありますけれども、本来、福祉の部門が言うべきは、今回の対象者に速やかに配ることのみを目的としても何ら問題はないのではないかなというように考えを持っておりますので、あくまで個人的な意見でありますけれども、現金のほうが高齢者、障がい者の方にとっては使い勝手、また地域にかかる経済についても、そのほうが逆に波及効果があるのではないかなというふうな感想を持ったところでございます。

今あえて副委員長、クーポンの利点というか、そういう部分も出してはいただきました。大半の委員は現金支給のほうがというような声でありました。今、審査は終わってはおりますが、再度このような部分について執行部のほうに伝える手はずも考えられるかなと思うんですが、その点について、委員の皆さん、何か御意見ありますか。まずはこれで審査を終了した後、採決に臨むという方向でよろしいのか。

○山下委員

午前中の最後のほうで、部長が整理も必要だという言い方をされていたと思うんですね。最終的にはクーポンで提案しているのと言いながらも、でも否決は困ると。議会側からほぼ現金と言われているしという、結局どうしたいのかわからない状態ですよ。だから、こちらでの委員間討議の中身を執行部に伝えて、そして、どう整理するつもりかということを考えてもらうというやり取りがあったほうがいいのではないかなと思うんですけど。

○福井委員

私も今回これだけの長時間使っている議論させていただいて、それぞれ意見が濃淡あるとはいえども、反対のほうがかかなり多いと。副委員長のほうからはそういう御意見もありましたが、かなり副委員長も悩まれたらと思うんです。そういったことを踏まえて、全体の状況というのは、執行部はこれでさよならじゃなくて、この現状をまず聞いて、この状況をまず伝えることを通じて、その上で、どう判断されるかというのを、そういう一定の手続を踏んだほうがいいのではないかなと思うんですけども。

○村岡委員長

では再度、執行部を呼んでというようなことになります。

○松永憲明委員

執行部を呼んで、執行部の考え方が、はい、分かりました、変わりますということにはならないと思うんですよ、先ほどの大城部長の話だとですよ。それは、かなり難しい話だと思うんです。否決されるのは困るということだから、その予算をどういう用途で、や

り方でやるのか、この予算を、そこが問題なんですよね。我々が問題にしているのは、そこだと思っんですよ。この事業そのもの、事業の中身のやり方ですよね。そこだったと思っんですよ。だから、そこを我々がどういうふうにするのか、附帯決議をつけてこのやり方を見直すように、やり方を見直せというふうにするのか、そこを委員間で協議しといたほうがよくはないかなと思っんですけど。そうしないと、着地点が見出せないんじゃないでしょうか。

○重田委員

うちの委員会としては、こういう考えになりましたと、全会一致じゃなくても、そういうふう伝えて、それによって執行部が変わるか変わらないかによってやり方が変わると思っ。松永憲明委員が言われることの可能性が非常に高いと思っんですけど、ひょっとしたら、そこまで議会が言ったら私たちもやり方を変えますと言ったら、当然うちの委員会として、議決のやり方も変わってくると思っしますので、まず伝えることが大切じゃないかなと思っんですけど。

○村岡委員長

まずは委員会としての意見を伝えるというような形。

そしたら、実際お呼びするとして、当然向こうが来れるタイミングも確認しないとダメ。ただ、幸いにもというか、研究会で保健福祉部の案件でありますので、一旦お見えにはなりますので、研究会を一旦して、その上で引き続きというか、部長が残られるかどうかにはよりますけれども、この後の流れはそのような運び方でよいかですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

じゃ、一旦、福祉教育委員会はここで休憩、中断して、55分に研究会を行いたいと思っます。一旦、福祉教育委員会は休憩に入ります。

◎午後2時45分～午後3時29分 休憩

○村岡委員長

それでは、福祉教育委員会を再開いたします。

再度執行部の方にはお集まりいただきましてありがとうございます。

今、審査終了後、このクーポン事業について委員間協議をさせていただきました。委員会として、やはり質疑の中で懸念として出ていた部分、クーポンをすることによって店舗の確保の問題であるとか使い勝手の部分、地域に対する貢献というか、活性化につながるかどうかといった部分についても、まちなかと山間部のほうでは状況も違います。本来の目的であります、高齢者や障がい者の方に、物価高騰とか年金が下がったり、経済的に困窮されている状況、特に年内の12月までに、そういった方に対する支給であるというような部分から考えても、クーポンというワンクッションを入れることよりも、福祉の目的として速やかに、使い勝手のいい、議会のほうで、委員会のほうで検討したのは、現金のほうが、いただかれた方も使い勝手、また使ってもらう店舗にとっても有益性は高いのでは

ないかというような意見が多くありました。

当然、執行部のほうが出してありますクーポンについてのメリットを主張されている委員もありましたけれども、大半の委員の御意見としては現金支給で、配り方については一考の余地がありますので、速やかに取れる方法、また、事業費等の精査も必要な部分であると思いますが、クーポンを発行して使ってもらおうというよりかは、現金のほうが有益性が高いのではないかというような意見で、ほぼ取りまとまったような感じでございますので、この点については、改めて委員会からの意思というような形で執行部の方には聞いていただくということでこの場を設けさせていただきました。

委員のほうから何か補足で——よかったですか。今のが委員会としての意思というか、意見でございます。一旦これを受けて。

○大城保健福祉部長

今言われたことは、朝からずっと言われ続けていますので、話はもう分かっておりました。現金にするに当たっては、我々も、まだ細かな詰めは全然やっていませんので、これをどうするかということについては、まだほかにも調整するところがあります。私一存で決められる分ではないです。ですから、ちょっと時間をいただいて、少し持ち帰らせてもらってよろしいでしょうか。少しそこの中で検討させていただくということで、もちろん後ろ向きじゃなくて、前向きでということをやらせてもらいたいと思います。

○村岡委員長

今の前向きなというような発言をいただいております。

一旦今日は、これでよろしいでしょうか。では、執行部の方ありがとうございました。

○重田委員

改めて、機会を持つということで。

○村岡委員長

当然、検討していただけるということですので、検討結果をいただく場を設ける。

○重田委員

採決の前にとということですのでよろしいですね。

○村岡委員長

では、今、スケジュール的には、9月26日に10時から採決、まとめというふうになっておりますので、当然、その前の段階で結論というか、検討状況をお伺いする場を設けなければいけないと思っておりますので、9時からお集まりいただいてもよろしいですか。それか、集まりはあくまで10時。

(発言する者あり)

9時半ならよか。よかですか。遅れる分はよかですか。

一応その後はそこまで、ほかの委員会との動きはありますけれども、後もってのスケジュールとかは今なさそうなので、特に前倒しせず、10時からでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

まず、10時から執行部からの説明をお伺いしてから、採決、まとめに入るという流れでまいりたいというふうに思います。よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、執行部の皆さんもよろしくお願ひいたします。

それでは、委員の皆さんにお諮りいたします。今回の付託議案の審査に関して現地視察の希望はございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なしですね。では、再度確認になりますが、現地視察もないようですので、次回の委員会は9月26日月曜日、午前10時から、まず執行部の話を伺い、その後、採決、まとめというような形になってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、では最後もう一点、決算に係る附帯決議についてでございます。

先日、9月15日の委員会で附帯決議の案をお示するとともに、その取扱いについて委員間協議を行わせていただきました。その際に指摘、加筆修正等の御意見をいただきましたので、それを反映している案を、今、タブレットのほうに入れさせていただいております。この取扱について一旦協議したいと思います。

常任委員会の福祉教育委員会で、議案審査、今日の日付、一番新しいフォルダですね。附帯決議案と理由ですね。そしたら、前回同様、これを事務局に読んでいただきましょうか。先に理由、背景のほうから。

○議会事務局職員

改めて理由、背景から読み上げさせていただきます。

市は、児童福祉法の規定に基づき、平成26年に佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、同条例第4条で、事業における支援対象を小学校に就学する児童と規定しているが、現状は、一部を除き、小学3年生までの支援にとどまっている。同条例の規定を満たすためには、児童クラブ施設の増設及び支援員の確保が必要であるが、多額の予算を伴うものであり、長期的な整備計画を作成して、事業を進めることが必要であると考えられる。

一方で、令和4年1月に実施された放課後児童クラブ利用希望アンケート調査では、3年生までの待機児童が18名で、新4年生以上の利用希望が725名との結果が示されたが、アンケート調査の対象が、小学4年生以上は対象学年全児童であるのに対し、小学3年生までは児童クラブ登録児童全員となっており、児童クラブの需要見込みを正確に示しているとは言えない面がある。待機児童として示されている18名には、4年生以上の人数が含まれておらず、条例に基づく需要見込みと、今後の施設支援員の確保に向けて、計画的に整備する上でも正確な需要を把握する必要がある。

○村岡委員長

では、次に附帯決議案ですね。

○議会事務局職員

附帯決議の本文のみ読み上げます。

児童クラブ運営経費、放課後児童クラブ利用希望アンケート調査について、市内の対象学年全児童を対象に実施し、放課後児童クラブの全体的な需要を的確に把握し、今後の施策に生かすこと。

○村岡委員長

これが前回までの協議で素案に修正していただいた内容でございます。

これをもって附帯決議とするかどうかというような部分の判断も今度採決、まとめのときに行いますので、この点で、当然採決、まとめですので、会派のほうでも協議していただいたものを持ち寄っていただきたいというふうに思っております。

この修正された内容で、特にさっきの「を」はどうしますか。的確に把握し、把握をし。把握をし、でもおかしくない。

(発言する者あり)

じゃ、把握の「を」を外して、しの後に「て」を入れる。いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

では、以上で福祉教育委員会終了したいと思います。

令和 年 月 日

福祉教育委員長 村 岡 卓